

平成24年12月第4回八街市議会定例会会議録（第3号）

.....

1. 開議 平成24年12月5日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 湯 淺 祐 徳
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 小 高 良 則
- 22番 中 田 眞 司

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

- | | | | |
|---|-----|---|---------|
| 市 | | 長 | 北 村 新 司 |
| 副 | 市 | 長 | 小 澤 誠 一 |
| 教 | 育 | 長 | 川 島 澄 男 |
| 総 | 務 部 | 長 | 浅 羽 芳 明 |
| 市 | 民 部 | 長 | 加 藤 多久美 |

+

経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介 護 保 険 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	佐 藤 幸 男
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総務部参事(事)総務課長	小 出 聰 一
厚 生 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事)農政課長	吉 野 輝 美
都 市 整 備 課 長	金 崎 正 人
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

+

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第3号)

平成24年12月5日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（中田眞司君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

勝股建設部参事より本日の欠席の届け出があります。かわりに金崎都市整備課長が出席となります。

以上で報告を終わります。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、誠和会、木村利晴議員の個人質問を許します。

○木村利晴君

おはようございます。誠和会、木村利晴でございます。安全で安心な街、住んでいてよかったと思える街づくりのため、通告に従い順次質問させていただきます。

早速、質問に入ります。

質問事項1. 安全・安心な街づくりについて。

(1) 「道路の安全通行」について。

去る10月20日、朝6時30分、県道22号線、千葉八街横芝線坂江公民館付近横断歩道より八街方面に150メートル、勢田入口交差点より千葉方面に向かって250メートルの場所で、八街方面に向かう通学途中の中学生が後から来た軽乗用車に追突され転倒するという事故がありました。幸い進行方向左側空き地に転倒したため、けがもなく大事に至りませんでした。しかし、仮に右側道路中央部に転倒したならば、追突した車の下敷きになっていたか、対向車にひかれていたかもしれません。事故現場は、八街方面行き道路脇に歩道がなく、生垣が50メートルくらいつながっております。その生垣の枝葉は伸び道路側にかなりせり出しております。この場所を通り抜ける際、自転車に限らず、自動車も道路中央側に膨らんで走行しなければなりません。大型車は完全に、反対車線にはみ出し走行しております。このように、生垣の枝葉が道路にはみ出している箇所が八街市内のあちこちで見受けられます。

そこで質問いたします。

要旨①八街市内の道路脇の生垣で危険な箇所の把握をしておられるのか。また、行政指導をしておられるのかお伺いいたします。

次に、歩道において、十分歩道としての幅を確保できていなく、側溝部に蓋がかかっており、そこを歩道がわりにされている箇所も多々見受けられます。そして、ただでさえ狭い歩道に土砂が堆積していたり、その土砂に雑草が生い茂り、歩道をより狭くしたり、通行不能となっている場所もあります。

そこで、質問要旨②歩道及び蓋のある側溝の点検、整備についてのお伺いをいたします。
続きまして、質問事項2. 活力ある街づくりについて。

要旨（1）既存施設について。

要旨①市民が集い利用している施設、スポーツプラザ、中央公民館、歴史資料館、図書館、野球場、キャンプ場、竹の子の里等、また、いつも開放されている「けやきの森公園」駅北口前の「馬公園」等が挙げられますが、その利用状況についてお伺いいたします。

要旨②利用頻度の少ない施設に対しては、今後の取り組みとして利用者を増やす対策を講じていく計画がおありになるのか、お伺いいたします。

要旨③各施設利用の案内や各イベントの紹介は、広報やちまたで、月2回新聞折り込みで市内に配布されておりますが、新聞をとっていない人たちには情報として得ることができません。

そこで質問ですが、新聞をとっていない方たちにも施設利用の案内や、各種イベントの案内をお届けすることができるのか、お伺いいたします。

次に、質問要旨（2）にんじん料理コンテストについて。

要旨①八街市特産のニンジンを使った料理やお菓子のコンテストを行ったと聞いておりますが、このにんじん料理コンテストを開催するにあたっての推移をお伺いいたします。

要旨②また、このにんじん料理コンテストをいかに街づくりにつなげていかれるのかお伺いいたします。

質問要旨（3）各種イベントについて。

要旨①本年度は市制施行20周年記念ということで、冠イベントが多々あったと思われませんが、市が支援しているイベントがどのくらいあって、どのようなものなのかお伺いいたします。

要旨②全国各地で町おこしのイベントが開催しております。地域振興活動の一環として伝統にこだわらず、開発、発祥、定着した料理の総称が、「ご当地グルメ」と聞いております。また、比較的簡単な料理で特色を出し、売り出しているのがB級グルメで、B級グルメを使用した「町おこし活動」を競う「B-1グランプリ」は全国的イベントとして有名になってまいりました。そして、地元にもたらすその経済効果は大きいと聞いております。

八街市として、他市町村や全国的に展開しているイベントで興味を持ち、参加したいもの、また、ぜひ我が市に呼んで開催したいイベントがおありになるのかお伺いいたします。

続きまして、質問事項3. 美しい街づくりについて。

要旨（1）美化活動について。美しいまちづくりのための質問をさせていただきます。

要旨①花いっぱい活動で花の種を市民に配ったり、長年空き地に花を植えてくれた人や八

街駅北口前の歩道に花のプランターを並べ、水やりをし、きれいな花の維持、管理している中学校を市民表彰したり、また、ポイ捨ての見張り隊を任命し、道路環境整備にも力を入れているように思われますが、市の現在取り組んでいる美化活動についてのお伺いをいたします。

要旨②市民の皆さんも個人的に家の周りに花を植えたり、生垣の枝ぶりを整えたり、近隣道路清掃をしたりと、いろいろな取り組みをしていると思われませんが、その取り組み等の把握はされているのでしょうか。また、民間での美化活動への支援はどのようなものか、お伺いいたします。

以上で、私の第1回目の質問を終わります。前向きで明解なるご答弁、よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問6、誠和会、木村利晴議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 安心で安全な街づくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、市では、市道の安全な通行を確保するため、市道沿道の生垣や山林などからの枝等の張り出しの改善について、広報やちまたで広く市民に周知するほか、今年度は、春と秋の2回の区長回覧及びホームページで周知し、市民に注意を促しております。

また、市民からの通報や職員が発見した場合は、地権者の調査を行い、市内の地権者は直接訪問し、市外の地権者の場合は郵送等により、早期に伐採をお願いするとともに、実行日などの確認をすることで、伐採等を確実に実行していただけるように工夫しております。

なお、国県道の場合は、担当する機関に連絡をし、対応をお願いしております。

今後も、適切な管理により、道路の安全な通行を確保してまいります。

次に、②ですが、側溝を含めた路肩部分や整備された歩道においても、春先の飛び砂や大雨の際に畑から流出した土砂によって、歩行者の通行に支障が生じるケースが多々ございます。このような現場につきましては、その都度、土砂の撤去作業を行い、機能管理に努めております。

また、道路の周辺が山林や空き地などの場合は、雑草が歩道部分まで出てきて、幅員を狭めているところや歩道の縁石ブロックに付いている水抜き穴周辺に土砂が堆積したことにより、そこに雑草が生えてしまうという状況も数多く見受けられます。

このような現場に対しては、要旨①で答弁しましたように、民地部分については土地所有者にお願いし、道路用地内においては、道路管理者が雑草の除去や路面の清掃などを実施することにより、歩道の維持管理に努めております。

次に、質問事項2. 活力ある街づくりについて答弁いたします。

(1) ①、②、③は関連しておりますので、一括して答弁いたします。

初めに、市の施設の利用状況ですが、いずれも、統計をとっており、把握できる最新情報である、平成22年度の数値でお答えしますが、市スポーツプラザは7千520件、11万4千134人、市中央公民館は7万4千826人、市郷土資料館は2千206人、市立図書

館は7万7千456人、野球場である中央グラウンドは439件、1万5千512人、野球場とソフトボール場の兼用である南部グラウンドは305件、7千187人、東部グラウンドは471件、2万1千248人、西部グラウンドは362件、7千358人、ソフトボール場である北部グラウンドは826件、2万2千256人、さらに中央公園にありますテニスコートは372件、2千53人、榎戸サッカー場は341件、9千570人、用草キャンプ場は109件、1千770人となっております。

また、山田台のたけのこの里は、4月中のみ申込制としており、この1カ月間で21件、547人です。5月から2月までは一般開放、3月は竹の子の成長を促す養生期間としているところです。

なお、けやきの森公園など、公園の利用に関する統計はとっておりません。

このように、市内には数多くの施設があり、多くの市民の皆さんが、日常的に利用し、活動を展開して、街づくりや、地域づくりなどに力を注いでいただいております。

この中には利用の少ないものもあると思いますが、それぞれの性格や特徴を上手に活かしながら、より効果的な活動を展開して、大いに利活用していただければ幸いに思います。

また、施設の利用案内につきましては、今年4月に市制施行20周年を機に発行し、全戸に配布しました「くらしの便利帳」や市ホームページでお知らせしているほか、市の各担当課においてもお受けしておりますので、お気軽にお問い合わせください。

さらに、今年10月からは、携帯電話やパソコンにメールで、市からのお知らせなどを配信する「やちまたメール配信サービス」を開始しましたので、災害情報のみならず、さまざまな市からの情報を得ていただくためにも、より多くの市民の皆さんに、このサービスへの登録をお待ちしております。

次に、(2)①ですが、にんじん料理コンテストの実施に至った経緯につきましては、本市で生産される冬ニンジンが野菜指定産地に指定され、出荷量につきましても、平成22年におきましては、県内第1位となっていることに加え、現在、スイカの栽培にかわって、春ニンジンの栽培が増加しつつあることから、本市で栽培されたニンジンの消費拡大並びにブランド化を図る目的で、本市産業まつりの一環として実施したものでございます。

応募点数につきましては、29点となり、そのうち最優秀賞1点、優秀賞4点が選ばれ、褒賞したところでございます。

なお、最優秀賞及び優秀賞に選ばれました5点につきましては、広報やちまたでレシピ等を紹介してまいりたいと考えております。ちなみに、最優秀賞につきましては、「ニンジンドレッシング」、優秀賞につきましては「にんじんポタージュスープ」「豚ミンカロテンで風邪知らずソテー」「にんじんナゲット」「人参メンチ」でございました。

次に、②ですが、料理を活用した町おこしの代表としては、B級グルメを持ち寄り、人気を競う大会が各地で開催されており、注目されているところでございます。にんじん料理コンテストにつきましては、今回が初めての試みということもあり、産業まつりの中の1つのイベントとして開催をしたところですが、ニンジンにとらわれず、ご当地グルメを発掘する

ようなコンテストに発展させ、全国規模の大会に参加できれば、街おこし、街づくりに繋がっていきと思われまますので、今後、研究してまいりたいと考えております。

次に、(3)①ですが、本市が支援している主なイベントとして、8月にけやきの森公園を主会場として行います「八街ふれあい夏まつり」、11月に八街東小学校で行います「八街市産業まつり」に毎年支援しているところでございます。

また、11月に行われます「八街大祭」では、市役所駐車場をお囃子と踊りの競演の場として提供し、協力しているところでもあります。これ以外にも、福祉関係及びスポーツ大会等を含め、さまざまなイベントを支援しており、今後もこれらのことにつきまして支援してまいりたいと考えております。

次に、②ですが、「B級グルメ」や「ゆるキャラ」ブームが全国的に注目を集めるなど、まさにご当地独自を題材にしたオリジナル商品が地域活性化や賑わいを創出しようとする自治体が増えている傾向にあります。

本市といたしましても、八街産落花生及びニンジンを加工したさまざまな商品を開発するなど、八街産を全面的にPRするなどの対策を講じております。

なお、全国規模のイベントを誘致する場合、誘致先の場所や駐車場の確保、来場者の宿泊施設及び組織化するための人員の確保が大前提となり、今すぐ開催することは非常に難しいと考えております。しかし、現在、八街駅北口公共核施設用地の暫定利用として、八街商工会議所が中心となり「市」の開催に向けて商店街の方々や会議所会員等に調査を行っており「市」が開催できるよう、市としても調査の動向を踏まえ会場等の整備を含め準備しているところであります。将来的に定着したイベントになり、これがさらに発展して行けるよう民間の力もいただいた中で進めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. 美しい街づくりについて答弁いたします。

(1)①ですが、市は憩いと潤いのある生活環境を創出するため、環境美化活動をはじめ、不法投棄の防止に努め、ごみ処理施設を整備し、ごみの減量化・分別収集の徹底、資源の再資源化などにも力を入れ、清潔で快適な環境の整備を進めております。市では、ごみのポイ捨て防止に向けたPRや不法投棄されないように看板を設置するとともに、不法投棄監視員等によるパトロールを実施しております。なお、市全体の活動として、5月の最終の日曜日に、ごみゼロ運動を実施し、大きな成果を上げています。

また、土地等の所有者に対しましては、適切な管理をお願いしているところでありますが、モラルやマナーの一層の向上を図るため、広報やちまたなどを利用して周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、②ですが、現在市内では、区・自治会・商店街や企業・ボランティア団体・学校・NPOなどが環境美化のために、自主的かつ積極的な活動を幅広く展開しておられます。

内容といたしましては、自主的に各区等で行っていただいている、ごみ拾いや側溝清掃、八街商工会議所による環境美化キャンペーンとしての球根の配布など、多岐にわたり、環境美化ボランティア活動が行われております。

また、市内の中学校や高等学校でも、駅周辺などの環境美化に積極的に取り組んでいただいております。今後は、広報紙等により、広く市民に対しまして、環境美化活動の実態を紹介し、興味を持っていただき、1人でも多くの方々が自主的に活動に参加していただけるような施策を進めてまいりたいと考えております。

○木村利晴君

では、自席で質問をさせていただきます。いろいろご答弁ありがとうございました。

第1の質問ですが、道路の安全通行について、やはり先日事故がありました坂江第2町内会の近くなんですが、坂江公民館付近の県道22号線においては、非常に起こるべくして起きた事故のように思われます。やはり、ああいう道路脇の生垣そのものが生い茂るように膨らんできていますと、自転車だけでなく、車そのものも膨らんで走ってくるようになりますので、対向車が来た場合、本当に冷や冷やする思いで、いつも見ておりました。そこで、今回は人身事故にはつながりませんでしたけれども、今後このようなことがありますと、やはり市民生活が非常に心配でしょうがありません。こういうところを一刻も早くなくしていただきたい。今回、生垣を伐採していただけるようになったということで、ご報告も受けておりますので、この場所に関しては、よかったかなというふうに思っていますが、まだまだほかにも、そういうところが何カ所も見受けられますので、この部分を同じような形で点検、そして整備、地権者に対する指導を行っていただきたいと。先ほどの答弁でも、地権者に対して注意を促して、勧告を促しているというご報告をいただいたんですが、いただいた割には、なかなか効果が出ていなかったというふうに思っているんですね。ですから、今回こういう事故につながったわけなんですけれども、このほかのところも、これからどのような形で、そういう危険な生垣に対してはやっていただけるのか。もう一度、お答え願いたいのですが。

○建設部長（糸久博之君）

危険な箇所につきましては、本年度、11月末現在で、市道に関しては27件ございました。これにつきましては、地権者の方に連絡して、ほとんどが速やかに対応していただいているところでございます。

また、国県道につきましても、19件ございましたが、これにつきましては、管理者の方をお願いをしてございます。引き続き、支障にならないように、所有者の方に連絡をしてまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。本当によろしく願いいたします。

次に、側溝の蓋の隙間から雑草がかなり生い茂って、本当に道路、歩道を通行不可能にしているような場所も見受けられるんですね。これは、道路の通行の安全の問題だけではなくて、非常に美しい街づくりということで、きれいな街をというイメージに対しては、非常にマイナスイメージがあるわけなんです。こういうことも、やはり小まめに清掃活動をしていただかないと、市民生活も非常に困難というか、快適なものにはならないんじゃない

かというふうに思われます。この辺の清掃をどういう形でやっていくのか。

先日、11月末に、私は川上県道の歩道において、畑の土が歩道に堆積して通行に支障を来しているというような場所があって、そこが清掃されているのを見ました。非常にきれいになりまして、本来の歩道のあるべき姿ですね。戻ったように思われます。やはり普通に生活はできる。また、自然に見えるような状態を維持するというのは、大変なことなんだと思うんですけども、こういうことをやはり小まめに点検していく。いつもパトロールされているというご報告でしたけれども、実際には堆積した土砂の上に雑草の種が飛んできて、芽を出し、あっという間に雑草が生い茂るというような状況になっておりますので、これが早いうちに撤去できれば、非常にそういう通行に困難で支障を来すようなこともないんですが、これを長いこと放っておくと、本当に背丈の高い草が生えたりして、市民生活をやはり困難にさせていくというようなこともあります。子どもの通学路においては、なおさらなんですが、そういうことも含めて、道路脇のそういう雑草の刈り取りだとか、歩道のそういう雑草の刈り取りに関して、定期的にやっていただけるようなことはできないでしょうか。お尋ねいたします。

○建設部長（糸久博之君）

土砂の堆積につきましては、大雨とか飛び砂で、比較的いつも堆積する場所というのは同じような場所でございますので、市の方でも把握しております。

また、区等からも連絡がございますので、そういった場合には、すぐ対処しているところでございます。

また、側溝がたまって、草等が生える形になりますので、そういった状況につきましては、できるだけ早く撤去するようにしてまいりたいと考えております。

○木村利晴君

なかなかやっていただけるという、今お返事をいただいているんですが、現実的にはできていなかったのかなという思いがありますので、市民の方々も協力していただけるような体制づくりというのにも必要なかなと。個人的には、非常に家の周りをきれいにしていく清掃活動がされておりますけれども、町内会においても、定期清掃をやっています。側溝の泥上げだとかというのは、定期的にはやっていますが、県道の近くだったり、市道の近くになると、皆さんやっておられない。目が届かないのか、行政の方でやってくれるものと思っ
てやらないのか。やはり、その辺のところが非常に雑草が生い茂ったり、放置されているような状況でずっと残っているというような感じがいたします。ですから、そういう意味でも何とか自分たちの街ですので、市でだけやるのではなくて、区長さんを通して町内会長さんにお訴えをして、町内単位で、そういう足を伸ばした形で、その辺のエリアまで清掃活動をしていただく、点検作業をしていただく協力をしていただけるようなことができると、非常にいいのかなと。今も市の方で協働の街づくりという講座を年に8回やっておられますが、そういう意味でも協働の街づくりを進める意味でも、この地域の人たちの協力も非常に大切になってくるのかなというふうに思いますので、ぜひ、行政の側から区長さんを通して、各

町内の方に協力していただくような体制を作っていただければ、非常にきれいな街づくりができるのかなというふうに思いますので、私からの提案でございますけれども、ぜひ、行政の方から区長さんを通して、そういう協働の街づくりできれいな街にしましょうと運動の美化活動をしていただきたいなというふうに思います。

それと、あと施設利用に関してですが、今、市の施設のご利用状況を聞かせていただいたんですが、施設によるごとに状況が変わるということなんですけれども、やはりそのシーズン、シーズンしか使われていない施設がございますので、このシーズンしか使われていないというのも、何かもったいないような気がしないではないので、もう少し、そういう空いているスペースを有効に使えるような企画を立てていただきまして、市民がより集える場所を多く増やしてほしいなど。

今、何を私は言いたいかというと、八街市では子どもを連れて1日遊べる場所がないねというふうに、いつも言われるんですね。ですから、そういう意味では、そういう施設利用をうまくさせていただければ、休みの日に今日はあそこに行けば何かあるよとか、1日ではなくても、2時間、3時間、子どもを連れて遊びに行けるような場所が少しでも増えるといかなというふうに思ひまして、このような質問をさせていただきました。そういう意味で市として、また、そういうオフシーズンの施設であっても有効に使わせていただけるような何か企画を立てていただけるかどうか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

市の施設全般ということですので、私の方からご答弁をさせていただきますけれども、ただいまの質問の中にもありましたように、設置の目的であるとか、利用の対象範囲によって利用頻度が異なるということは事実としてございます。当然、その多く利用されるということは望ましいということでもありますので、まず、その辺の周知、これは絶対的に必要だろうというふうに思います。

それから、有効活用ということでございますけれども、それぞれいろんな施設がございます。それぞれの担当の方で、その辺については十分検討の方はさせていただきたいというふうに考えます。

○木村利晴君

ありがとうございます。よろしく、いろいろと前向きに、そういう取り組みもしていただきたいなというふうに思っております。

続きまして、にんじん料理コンテストの件につきまして、ご質問させていただきます。

非常にいい取り組みだなと。地産地消ということで、地元産のこういう農産物をいろんな形で紹介していくには、こういうことの試みも大切なことなんだろうというふうに思っております。

もう一つ、私はせっかく料理コンテストで優勝されたというか、最優秀の商品を、これを商品化して販売するような、そういうことも考えておられるのか、お尋ねいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

今ご指摘のありましたように、せっかくの機会でございます、八街のニンジンを使った最優秀賞ということで、内部では、これを商品化したいというふうなことで検討はしてはいるんですが、現在、ニンジンを使ったドレッシングについては、大手メーカーでも既に商品化されておるといふ事例もございます。ただ、今回のこの成分等の違いもございますので、この辺については、十分検討してまいりたいというふうにご考えております。

○木村利晴君

どうもありがとうございます。本当にこういう地元のそういう農産物を利用した試みは、どんどんやはり続けていってほしいなというふうに思いますし、また、販路を広げていくような、そういう企画も立てていただければ、八街市がもっと活性化するかなというふうに思いますので、そこのところもよろしく願いいたします。

最後になりますが、イベントの開催についてなんですが、B-1グルメの経済効果は非常に高いものがあります。今、B-1グルメをやって、どのくらいの経済効果があったのかということで、ゴールドグランプリになった団体さん、これは知名度が一気に上がりまして、この団体の地域にもたらす経済効果が非常に高いということで、一例ですが挙げさせていただきます。

2006年、平成18年、ゴールドグランプリになった富士宮のやきそば学会の場合なんですが、これは2001年から9年間の経済効果が439億円に上っているというようなことです。2008年のゴールドグランプリになった厚木シロコロホルモン探検隊の場合、経済効果は本大会の3カ月後で約30億円にも上ったということです。

また、これは一例なんですが、大会の開催地においても経済効果がかなりあったということで、2010年の厚木大会では、経済効果が36億円あったというような報告もされております。非常にこういうものをやることによって、街が活気付くというようなこともありますので、いろいろな取り組みを前向きにしていっていただけると、街自体、非常に若者たちも寄ってくるでしょうし、いろんな人たちが集まって発展する街づくりができるのではないかなというふうに思います。

もう一つ、私、非常に身近なところで、こういう何かできるものがないのかなということで見ましたら、東京ラーメンショーというのが、今年の10月26日から11月4日までございました。この10日間開催したわけなんですけれども、これが非常にものすごい大盛況で、かなりの人員を動員したと。ちょっとご紹介いたしますけれども、10日間で来場した人数が延べ50万人、24万杯以上のラーメンが売れたと。24万杯、これはすごい数なんです。私、このラーメンショーの実行委員長であります大崎裕史さんとお電話で話させていただいたんですけれども、非常に前向きな方で、八街でもやるのなら協力するよというようなことも言っていたんですが、ただ、いろんな条件もありますので、考えていかなければいけないかなというふうに思っていますが、ラーメンの魅力、パワー、エンターテインメント性に圧倒された10日間でしたというようなコメントを伺っております。ラーメンはやはり日本の国民食みたいになっているわけですね。ですから、こういうラーメンショー

+

が開催されれば、かなり街も活性化するし、経済効果も大きいのかなど。この東京ラーメンショーでの経済効果も報告させていただきますけれども、20ブースを作りまして、それを5日間、20ブースをやって、残りの第2幕として、また違う業者さんが同じブースを使って、もう一度、5日間やったということで、延べ40ブースということなんですが、それで24万杯売ったと。大体750円から850円ぐらいの単価らしいのですが、平均800円ということで、10日間の売上が1億9千200万円。1ブースの売上が5日間で480万円、1日の1ブースの売上が96万円、1日大体1千200杯を1ブースで売っているというようなことで、非常に人気の高いイベントだったということなんですね。これは開催するにあたり、会場だとか、いろんな施設の問題もありますけれども、まずは街の活性化のために取り組む姿勢があるかどうか。市側として積極的にイベントを誘致していく。そういうお気持ちがございますかどうか、もう一度、よろしくご答弁の方をお願いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

経済活性ということで、このイベント等を全国規模のものを行えば、当然、それなりの経済効果はあるという認識は持っております。ただ、先ほど市長の答弁にもありましたように、やはり八街で行うというのは、規模的な問題、それから施設等、やはり大きな問題があります。これは、はっきり言って移動手段の公共交通の問題、宿泊等、やはり大きな問題を抱えております。ですので、全国規模をすぐ実施するというのは、なかなか難しいものがあると。ただし、昨日も林議員さんの方からご提言いただきましたように、従来、現在行っております産業まつりを市内のイベントとして従来行っておったという傾向はやはり強い。そこで、今度、市外からの来訪者をより集める方法を今後考えて、来年度以降、いかに市外からお客さんをお呼びして、八街産のものをPRして活性化につなげるかという方策は、すぐできるイベントでございますので、私どもとしては、この辺を力を入れて、とにかく来年度から、この方向で、まずは取り組んでいきたいというふうに考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。こういう大きなイベントになりますと、やはり準備もありますし、会場の条件だとか、いろいろと整えなくちゃいけない部分がたくさんあります。誰がやるのかと。これだけのイベントを企画、また、運営していくにあたって、専属の人員も配置しなくちゃいけない。いろんなことがあります。でも、前向きに、こういう取り組みも視野に入れて、これからの街づくりを検討していただければ、この街がまた明るくて、希望の持てる、そういう未来のある街に変わっていくんだろうなというふうに、私は思いますので、そういう意味では、ぜひ、こういうことを前向きに取り組む姿勢をいつも持っていただきたいというふうに思います。やはりラーメンショーをやるのに、半年から1年の準備期間がかかるそうです。PRもすごく大事。PRしなければ、人は集まりませんので、みんなが知らないところで、こっそりやっても人は集まりませんので、成功するわけがないので、それだけの準備をしていかなければなりません、そういう意味でも非常におもしろい試みかなというふうに思いますので、私の提案とさせていただきます。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

以上で、誠和会、木村利晴議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、小山栄治議員の個人質問を許します。

○小山栄治君

最初に、今回通告しました質問事項3、要旨1の学校図書室の充実についての質問は、取り下げさせていただきます。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

質問事項1. 安心して生活できる街づくりについて。

要旨1. 日常生活支援事業について質問させていただきます。

9月議会の一般質問で質問させていただき、この支援事業は平成26年4月から始められるようにするという市長答弁をいただきましたが、今年10月に佐倉市社会福祉協議会より、今年度でこの支援事業を突然辞退の申し出があり、来年4月からはどうしても八街市で行わなければならない事業になってしまいました。

そこで、お尋ねいたします。

本市では、平成25年度の日常生活支援事業をどのように支援していくのか、お伺いいたします。

質問事項2. 市民とともにつくる街づくりについて。

要旨1. 明るい街づくり推進課の設置についてお伺いいたします。

八街市は、協働の街づくりを推進するため、平成22年度から市職員による「協働のまちづくり研究会」を立ち上げ、そして今年は「協働のまちづくり市民講座」を開催しております。市として、街づくりに力を入れ始めておりますが、八街市を魅力のある明るい街にしたい。八街を元気のある街に変えたい、変わってほしいと望む市民の声をたくさん聞きます。私は市に、街づくり推進課を設置していただきたい。八街市が街づくりを積極的に推進しているという姿勢を見せていただきたい。そして市民とともに発案できる街づくりをしていただきたいと考えております。

現在、協働の街づくりは、企画課が主体となり取り組んでいますが、企画課の現在の体制で、さらに明るい街づくりを推進することは、片手間で業務を遂行していかなければならなくなってしまうのか、危惧するものです。さらに街づくりを進める上で、NPO法人などの団体との連携も欠かせないものであると考えます。さらに、八街市をもっと積極的にPRする必要もあります。

最近、映画やドラマのロケ地として八街が選ばれ、放映されたことで、若い人たちが八街市を知るきっかけにもなっています。そのような場所を民間とも協力をしてPRするフィルムコミッション事業にも積極的に取り組む事も必要と考えます。

そこで、お伺いします。

総務部に「明るい街づくり推進課」を設置し、市全体で街づくりの推進を行うべきと考え

+

るが、市の考えをお伺いいたします。

八街市は平成20年3月19日に「青少年健全育成都市宣言」をしました。現在、青少年健全育成は、教育委員会社会教育課が推進しておりますが、非行少年等と向かい合い、更正へと導く活動を行う、保護司、更生保護女性会、BBS会などの団体事務を、本来、法務省の管轄であるのにもかかわらず、厚生課が担当しています。青少年健全育成は、市全体で取り組むべき課題ではないかと考えます。

そこで、②として、明るい街づくり推進課の中に、街づくり推進班と青少年健全育成班を設けてはいかがか、お伺いいたします。

質問事項3. 心の豊かさを感じる街づくりについて。

要旨2. 学校の部活動について。

休日の部活動は、企業派遣のコーチに指導を任せる。東京の杉並区立和田中学校が、そんな試みを始めたという新聞の記事がありました。少子化と顧問のなり手不足の中、部活をどう守り続けるか。多くの学校に共通の悩みだと聞きます。全国の中学校は、この20年で生徒が3割減り、その間、運動部は1割ほどがなくなったと言われています。教員も人数を減らされ、高齢化も進み、授業の時間増などで忙しくなり、休日出勤の多い顧問は、負担が重過ぎると聞きます。その挙句、部活離婚という話も起こっていると聞きます。このような事態にならないように、何とか手だてを考えなければいけないと考えます。例えば、地元のスポーツ指導者や教員OBらの専門家の力をかりるのも1つだと考えます。

そこで、お伺いします。

①少子化と顧問のなり手不足の中、本市の部活動の現状はどうか。

②地域ぐるみで支えられないか、お伺いしたいと思います。

以上で登壇での質問を終わります。明解なご答弁をお願いいたします。

○議長（中田眞司君）

会議中でありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時52分)

(再開 午前11時02分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（北村新司君）

個人質問7、誠和会、小山栄治議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 安心して生活できる街づくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、日常生活自立支援事業については、現在、厚生労働省から委託された全国社会福祉協議会が、県社会福祉協議会を通じて、佐倉市などの基幹社会福祉協議会を単位に委託しておりますが、平成27年度までに、段階的に全市町村社会福祉協議会で実施できる仕組みを導入しようとしておるところでございます。このことから、本事業に関して佐倉

市社会福祉協議会から八街市社会福祉協議会に移管することになりますので、利用者の状況や業務量を把握した上で、八街市社会福祉協議会に対する必要な支援について検討してまいりたいと考えていたところでございます。しかしながら、先般、佐倉市社会福祉協議会が県社会福祉協議会に対し、この事業の基幹社会福祉協議会としての受託を辞退し、平成25年度からは市単独で受託したい旨の申し出がございました。佐倉市社会福祉協議会からの突然の辞退の申し出に、八街市社会福祉協議会としても、本市としても、困惑しておりますが、本事業を受託して継続していく必要性は市としても十分認識しておりますので、事業の受託の時期、進め方については、今後、八街市社会福祉協議会において、佐倉市社会福祉協議会、県社会福祉協議会等の関係者も含めた協議を進めていただき、市としても本事業が継続できるよう、支援のあり方について市社会福祉協議会と協議してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 市民とともにつくる街づくりについて答弁いたします。

(1) ①、②については、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

社会情勢や市民意識が大きく変化している中であって、市の行政組織機構も、それに呼応した体制を整備していく必要があるものと認識しております。本市では、平成17年度に組織の変更を行って以降、現在まで、基本的に現行体制で業務を運営してきたところですが、その間、市民協働や街づくり、街おこし、さらには、地方分権下における政策立案や行政マネジメントなど、新しく取り組むべき分野が出現しており、これらを現行体制で進めていく上で、一部に不都合な状況が出てきている状況にあります。このようなことから、より時代に即応した行政組織、それも本市の実態に適合するような形での見直しが必要な時期になっているものと考えているところもありますので、今後、この見直し作業を行っていく中で、ご質問にあります「明るい街づくり推進課」「街づくり推進班」「青少年健全育成班」ということにつきまして、それらの名称も含めまして、組織上の位置付けなどとともに、検討していきたいと思っております。

○教育長（川島澄男君）

質問事項3. 心の豊かさを感じる街づくりについて答弁いたします。

(2) ①ですが、中学校の部活動においては、少子化に伴う学級数の減少及び教職員数の減少による顧問不足、顧問の専門性の有無、さらに試合等による休日の負担増などの課題が挙げられます。現状では、各校とも、1つの部活動に複数顧問を配置し、専門性が求められる部活動においては、地域の方等に指導援助をいただくなどの対策を講じて対応しております。

次に、②ですが、中学校の部活動においては、よりよい人間関係構築、発達段階や技能の習熟度に応じた指導、学習との両立など、さまざまな教育効果や課題があります。これらのことは、学校や家庭、地域との連携、協力により培われ、乗り越えていくことが理想であると考えます。現在、各校とも幾つかの部活動において、校外の人材に協力をいただいておりますが、今後もさらに地域との連携、協力が図られるよう、各校に働きかけてまいります。

○小山栄治君

大変、前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、自席にて何点か再質問をさせていただきます。

まず、日常生活支援事業についてでございますが、市として、この事業を理解していただいて、本事業が継続できるよう支援のあり方を考えていきたいという前向きな答弁をいただきましたが、現時点で、できるだけ平成25年4月から始められるのが理想ですけれども、いつ頃、どのような支援を考えているのか、お伺いいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

この日常生活自立支援事業につきましては、議員ご指摘のとおり、前回の一般質問におきまして、平成26年4月から佐倉市から八街市の社会福祉協議会に移管ということで考えておったところでございますが、その関係上、平成25年度中に私どもと市社会福祉協議会と協議して、いろいろな支援の方法等を検討することとしておりました。今回、突然、佐倉市の社会福祉協議会からの辞退ということで、私ども社会福祉協議会とも、また、社会福祉協議会が県の社会福祉協議会、佐倉市社会福祉協議会と協議しまして、結論といたしまして、平成25年4月から本市の社会福祉協議会が本事業を移管するというところで、概ね、そういう方向性で決まっております。

なお、市社会福祉協議会の中で、いろんな手続が必要でございますが、それを経て、実際の事業は開始するというところでございますが、基本的には平成25年4月から本市の社会福祉協議会が本事業を引き受けるということになっております。

それに伴いまして、私ども市役所が、どうやって市社会福祉協議会に支援するかということでございますが、11月に市社会福祉協議会の方から現在、私ども市から社会福祉協議会の方に補助金を出しております。その社会福祉協議会の運営の補助金を増額してほしいという要望が出されてございます。増額については、この本事業を引き受けるにあたりまして、どうしても専門員の確保は必要だということで、1名の正規の職員を社会福祉協議会の中において採用したいと。それに伴いまして、人件費分が何とか市の補助金で出していただけないかということで、市長宛て要望が出ておったところでございます。

現在、平成25年度の新年度の予算編成過程でございますが、正規の職員の採用に伴います運営費の補助金の増については、現下の八街市の財政状況が非常に厳しいという状況もございまして、この人件費増に伴う補助金の増については、なかなか厳しいということで、市長の方から社会福祉協議会の会長及び局長の方には申し伝えたところでございます。

なお、そのほかに支援の方法といたしましては、人件費のほかに本事業の運営費、事務費等の運営費がございまして、それに対しまして支援をしていきたいというような基本的な担当部署の考えです。

具体的に申し上げますと、小山議員もご存じのとおり、利用料の設定にあたりまして、生活保護受給者の方は無料で利用できますので、その観点から県社会福祉協議会から市社会福祉協議会に、その無料分について一部補填、交付金が出るわけでございますが、全て出るわけではございませんので、出ない部分について市社会福祉協議会は持ち出しになるわけでご

ございます。その持ち出し分に対して、私ども現行の運営事業の補助金に1項目を加えまして、生活保護受給者の持ち出し分に対して、私の方から補助金を出せないかということで、これから平成25年度予算編成の中で、財政当局等と協議して、なるべく支援できるような方向で、私どもは考えておるところでございます。

○小山栄治君

ありがとうございます。この事業を行うには、どうしても専門員というのが必要になってくるわけですので、専門員なくして、この事業はできないと言っても過言ではありませんので、財政が苦しいのは、私も十分理解しておりますけれども、その中でも何とかやりくりをして、1人分の専門員の人件費を確保していただきたいとお願いをしたいと思います。

続いて、明るい街づくり推進課の設置について質問させていただきます。

街づくりには、NPO法人などの団体が非常に大切になると思われますけれども、現在、八街市に、私もはっきりわかりませんが、14ぐらいのNPO法人があると聞いておりますけれども、残念ながら担当する課がないと聞きます。NPO法人の横のつながりを作る協議会のようなものが必要だと考えておりますけれども、NPO法人の担当する課を、ぜひ、作っていただきたいと思っておりますけれども、市の考え方をお聞きしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

今ご指摘がありましたように、NPO法人をはじめとするボランティア関連の担当部署というのが明確になっていないというような状況は実態としてございます。先ほど市長からも答弁差し上げていますように、なかなか市民意識、あるいは社会情勢が大きく変化している中で、行政機構、それに呼応した体制として整備していく必要、これは認識しております。しかも、今、議員さんの方からご質問がありましたように、市民協働といった観念、これが大きくクローズアップをされているということ。それから、これに関連した街づくりの推進であるとか、企画・政策・立案部門の充実、この辺が求められているんだろうということで、私どもは理解しております。実態として先ほど申し上げたとおり、本市の現在の組織機構がそれに追いついていないというような状況は事実としてございます。今、ご指摘のあったNPO関連も含めてでございますけれども、なかなか職員定数を抑制している中での組織改編ということになりますと、基本的にはスクラップ・アンド・ビルド、いわゆる組織の統廃合といったことを基本として、極力、組織改編はするにしても、定数の増を招かない中で行われるということが必要になってきます。今、ご指摘があったように、質問の中にもありますように、街づくりといった広い観点で組織を再編していくということになりますと、なかなか所掌すべき事務の内容であるとか、人員配置の整理、これについては大きな検討課題になろうというように考えています。そうはいいまして、新たな行政課題が起こっている中でいろいろ出てきている中で、それに対応できる組織づくり、これにつきましては基本計画の中でも掲げておることですので、当然、避けては通れないということで認識はしております。既に、私の方でも部内の課題として提言をしておりますので、これについては引き続き検討させていただきたいと。なるべく早く、その実現に向けての検討、これを進め

+

ていきたいというように考えております。

○小山栄治君

ただいま答弁していただいたものと重複してしまうかもしれませんが、本市において見直し作業を行っていくという答弁をいただきましたけれども、具体的にはっきりと答えられないかもしれませんが、いつ頃までに検討して、体制づくりを整備していくのか。今の時点でわかりましたら、その時期をお伺いしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

大変申し訳ありません。これは時期について明言はできないところでございますけれども、新たな基本計画が始まる頃までには、そのような体制で臨みたいというような考えは持っておるところでございます。

○小山栄治君

わかりました。できるだけ早目に、八街でも、そういう体制づくりを作って始められることを期待しております。

続きまして、学校の部活動について質問させていただきます。

専門性を求める部活動においては、地域の方などに指導・助言していただいているという答弁がありましたけれども、現在、4つの中学校でどのくらいの地域の方の指導を受けているのか。また、それはどのような部活なのか、お伺いしたいと思います。

○教育次長（長谷川淳一君）

4中学校の部活動の顧問の状況ということでございますけれども、まず、八街中学校は20ほどの部活動がございますけれども、そのうち剣道部、器械体操部、サッカー部、ソフトボール部、この4つの部活におきまして外部の方に指導の協力をいただいております。

また、中央中学校は21の部活のうち、剣道部、テニス部について同様に支援をいただいております。

それから、南中学校は16の部活のうち、柔道部でやはり外部の方の支援をいただいております。

また、北中学校は16の部活のうち、バスケットボール部と柔道部が外部支援をいただいているというような状況でございます。

○小山栄治君

ありがとうございます。現在でも、私が予想していたよりも地域の方の指導を受けているというようなことで、これからますます、そういう地域の人の協力というのにも必要になってくると思いますけれども、そのために部活動に協力してくれる人材を登録していただくような中学校の部活動に対する体制づくりも必要だと思いますけれども、そのような人材バンクのようなものを作れないのか、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

それは、今後に向けて、また検討させていただきたいと思います。

○小山栄治君

60歳を過ぎて、そういう指導者、そういう人も八街にはたくさんおります。ですので、ぜひ、そういう人を活用できるような体制づくりということも必要になってくると思いますので、できるだけ早目に、そういう人材バンクというのにも必要になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問になりますけれども、総合型地域スポーツクラブというものが、全国いろいろなところで、できておりますけれども、八街については、まだ当分先になると思われまけれども、資金などの課題が指摘されていますけれども、うまく軌道に乗れば、部活を地域エネルギーで支えるツールにもなると。部活を学校の活動から、地域の活動に広げていくということで、子どもたちの世界を広げることにもつながるといふ非常に大事な、これからの取り組みになると思いますけれども、八街市においては、総合型地域スポーツクラブというものを視野に入れているのかどうか、お考えをお聞きしたいと思います。

○教育次長（長谷川淳一君）

ご質問の総合型地域スポーツクラブでございますけれども、昨年度、たしか二州学区におきまして、その設立に向けての動きがあったというふうには聞いております。しかしながら今年度に入りまして、その主体となる後援会組織が、どうもやはりなかなか難しいというようなことで、今、頓挫しているというような状況でございます、八街市はほかの学区を見ましても、そういった具体的な動きは今のところございません。

○小山栄治君

学校は同じ顔ぶれで、1日の大半を過ごしておりますけれども、固定化した人間関係ははじめを生みやすいと言われております。相次ぐ悲しい事件が、そういうことを教えてくれていますけれども、辛いときに学校とは別のもう一つの世界を持っていれば、心の支えになり、相談できる友達や大人が増えると思います。どうぞ、そういう総合型地域スポーツクラブ、そういうものが、八街にぜひできることを期待して、私の質問を終わります。

○議長（中田眞司君）

以上で、誠和会、小山栄治議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、小菅耕二議員の個人質問を許します。

○小菅耕二君

誠和会の小菅耕二です。日頃から北村市長はじめ、市ご当局の皆さんには、ご指導等いただき、市民要望実現に向けて、まい進させていただいております。この席をおかりして感謝申し上げます。

また、中田議長はじめ、議員の皆さんにもご指導ご支援いただいておりますことに感謝を申し上げます。

それでは、通告に従いまして、順次ご質問いたします。

質問の第1番目は、財政問題についてお尋ねいたします。

現在、人口減少や少子高齢化の急速な進展、産業・就業構造の急激な変化、原発事故による放射能汚染はもとより、地球規模での環境問題の広がり、自分たちの町は自分たちでつく

るという地方分権改革などへのさまざまな対応が喫緊の課題となっております。

市民の暮らしに最も身近な行政として、この大きな変革の中で、課題解決を持って持続的に成長を続けていくためには、変化するこの社会情勢を的確に見極めつつ、市民とともにつくる街づくりが必要であります。

また、長引く景気の低迷により市税収入が落ち込み、財政状況が極めて厳しい状況下にあることは理解できるところでありますが、このようなときこそ、財政の健全性をいかに維持するのか、もろもろの行政計画の着実な推進を目指すとともに、経済情勢や国・県の制度改正等の動向を注視しながら、行政改革を一層推進し、地域の実情に応じた主体性ある街づくりを強力に推し進められることが求められているのではないのでしょうか。

一方、平成20年4月に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」による個人住民税の寄附金税制、いわゆる「ふるさと納税」があります。知人が、ぜひ「八街市」への声もお聞きいたしました。ふるさと八街の発展のために「ふるさと納税」を活用させ、地域振興にご貢献いただくではありませんか。市民の誰もが希望あふれる夢を抱きながら、安心して生き生き暮らせる街づくりを進め、開拓のスピリッツを持ち、築いてきた先人の志と礎を受け継ぎ、ふるさと八街が活力に満ち、将来にわたって光り輝き続ける八街となるように「ともにつくろう」の旗のもとに、より一層議員活動に邁進する覚悟であります。

そこで、質問の第1は、一般会計の歳出入の近年の推移はどうか。また、これに伴う経常収支比率並びに市債の状況はどうか、あわせてお伺いいたします。

質問の第2は、プライマリーバランスの黒字を維持した上での市債活用をどのように考えているのか、お伺いいたします。

質問の第3は、未収金対策にどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、質問の第4は、本市におけるふるさと納税の状況はどうか。また、本市へふるさと納税をいただけるよう積極的な取り組みを望むがどうか。あわせてお伺いいたします。

次に、質問の第2番目は、明るく進める商店街振興についてお尋ねいたします。

農産物の集積産地として発展してきた本市の商業も、モータリゼーションの進展、大型店の競合、24時間絶えることのない購入意欲などに見られる消費者のライフスタイルの変化や経営者の高齢化・後継者不足などにより、商店街が空洞化し、厳しい商業環境にあります。地域特性を活かした魅力ある商店街の活性化策の充実を願うばかりであります。

特に、特色ある商店街づくりには、挑戦意欲ある後継者等の人材育成が不可欠のものと考えております。

また、経済不況や消費動向等の変化の中での雇用情勢の悪化に対応して、若者の就労の場としての空き店舗活用施策を国・県の助成制度を活用して展開すべきと考えております。一方、商店街来訪者の安心・安全や商店街のイメージアップやPRを図るための街路灯などの共同施設整備促進に一層のお取り組みをお願いするものであります。

そこで、質問の第1は、商店街の空洞化の現状と対策はどうか。また、商店街空き店舗活用への支援としての空き店舗開業希望者への支援策の充実を望むがどうか、あわせてお伺い

いたします。

次に、質問の第2は、特色ある商店街づくりのために、挑戦意欲のある後継者等の人材育成を進めるための支援にどのように取り組んできたのか。また、今後どのように取り組んでいくのか、あわせてお伺いいたします。

質問の第3は、商店街来訪者の安心・安全や商店街のイメージアップやPRを図るための街路灯などの共同施設整備促進にどのように取り組んできたのか。また、今後どのように取り組んでいくのか、あわせてお伺いいたします。

次に、質問の第3番目は、市街地の浸水対策と汚水排水の適正処理についてお尋ねいたします。

都市化の進展や地球温暖化の影響等で、市街地の浸水被害が、近年顕著になっております。雨水排水が計画的に推進され、その中でも大池調整池整備が推進されているところであります。市街地の浸水防除を急ぎ整備されることを望むところであります。一方、公共下水道の整備が計画的に推進されておりますが、その普及率を市民理解の中で上げていくことに積極的なお取り組みを願うところであります。

そこで、質問の第1は、市街地の浸水被害状況はどうか。また、浸水対策にどのように取り組んでいくのか、あわせてお伺いいたします。

質問の最後の第2ですが、公共下水道区域内の整備の現状はどうか。また、その普及率の向上にどのように取り組んでいくのか、あわせてお伺いいたします。

以上で、第1回目の質問を終了いたします。具体的かつ明解なるご答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問8、誠和会、小菅耕二議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 財政問題について答弁いたします。

(1) ですが、一般会計決算における近年の推移でございますが、平成21年度決算においては、歳入合計が193億1千309万7千555円、歳出合計が185億3千595万8千876円、歳入歳出差引残高が、7億7千713万8千179円となり、そのうち翌年度への繰越財源を除く実質収支額4億1千422万9千179円のうち、財政調整基金への繰入額は3億1千400万円でありました。

この年度の経常収支比率は94.7パーセント、年度末の市債残高は、208億6千502万3千円となっております。平成22年度決算においては、歳入合計が193億4千592万8千255円、歳出合計が186億3千74万4千358円、歳入歳出差引残高が、7億1千518万3千897円となり、そのうち翌年度への繰越財源を除く実質収支額5億5千394万897円のうち、財政調整基金への繰入額は4億4千万円でありました。この年度の経常収支比率は92.6パーセント、年度末の市債残高は、204億276万7千円となっております。

平成23年度決算においては、歳入合計が192億9千591万2千117円、歳出合計

が186億1千810万8千696円、歳入歳出差引残高が、6億7千780万3千421円となり、そのうち翌年度への繰越財源を除く実質収支額6億2千831万5千421円のうち、財政調整基金への繰入額は5億円でありました。この年度の経常収支比率は94.5パーセント、年度末の市債残高は、195億5千692万7千円となっております。

また、経常収支比率の推移では、平成18年度以降6年連続の90パーセント台でありませぬ。地方債現在高の推移では、平成19年度以降、5年連続して市債発行額が元金償還額を下回っておりますので、漸減傾向にあります

次に(2)ですが、市債活用の考え方といたしまして、市では地方財政法第5条の規定により、公共施設を建設する場合などには、市債を発行し、その財源に充てております。仮に市債を発行せずに建設したとすると、今の市民にだけ負担がかかり、その後の市民は負担なしで使用することになり、世代間の負担が不公平になります。そこで、市債を活用し、異なる世代の市民が平等に負担を分け合うようにしております。しかし、将来の世代に過度な負担を残さないよう、プライマリーバランスの考え方によって、市債借入額と公債費の均衡が図られるよう、市債発行額を抑制しなければなりません。本市のプライマリーバランスにつきましては歳入から市債発行額を引いたものと、歳出から公債費を引いたものの差は、黒字となっており、市債残高が過大に増えることがない健全な状態であると言えますが、本市の脆弱な財政基盤を補う一手法といたしましての市債に係る「借り入れと償還」のバランスを考慮しながらの活用を図ってまいりたいと考えております。

次に(3)ですが、市政を運営していく上で税収の確保は極めて重要なことと認識しており、平成20年9月に市税等徴収対策本部を設置し、徴収対策の強化に全庁的な取り組みを進めております。納税は広く国民の義務の1つであることから、納税意欲の高揚を図るべく広報紙等を通じて納期内納付の勧奨を図るとともに、口座振替納付の促進、コンビニ収納の導入等による納付機会の拡充、納付環境の整備にも努めております。市税等が納期内に納付されない場合には、督促、催告を行い、経済情勢の悪化、景気後退等によるリストラ、収入減等の理由で滞納している方には早期に納税相談するよう周知しているところであり、毎月最終日曜日の開庁及び毎週火曜日に夜8時まで納税相談窓口を開設し、納税交渉の中で家族構成、収入状況等を聴取し、分割納付に応ずるなど滞納者の個々の状況を把握しながら、その対応に努めております。

ご質問の未収金対策、すなわち、納期限までに納付されずに滞納となっている税の徴収対策につきましては、出納閉鎖前の全庁的な職員応援による集中滞納整理、千葉県滞納整理推進機構との共同滞納整理、搜索、インターネット公売の実施、さらには、法に基づく督促、催告に応じない、納付するに十分な所得がある滞納者にあつては、財産調査等を実施し、不動産、動産、預貯金、生命保険等を差し押さえるなどの徴収強化を図っているところでありませぬ。

平成23年度では、前年度を14.4パーセント上回る620件の財産差し押さえを実施し、特に預貯金、給与、生命保険等の換価性の高い財産の差し押さえを強化したことなどに

より、現年課税分で1.1ポイント、滞納繰越分で1.2ポイント収納率を改善いたしました。今後におきましても、収入未済額をできる限り減少させることのできるよう、引き続き、徴収強化を図り、税収の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に（４）ですが、平成20年4月30日に公布された、地方税法の一部を改正する法律により「ふるさと納税」制度が始まり、本市では「落花生の郷やちまた応援寄附金によるまちづくり基金」を設置し、8つのメニューの中から寄附者が指定したメニューの事業に寄附金を活用させていただいております。「やちまた応援寄附金」への寄附金の状況は、平成20年度8件、188万805円。平成21年度9件、119万655円。平成22年度3件、21万円。平成23年度6件、147万1千70円の合計475万2千530円の寄附をいただいたところであります。そのうち「健康と思いやりにあふれるまちづくり」のメニューを指定した寄附金、230万円を平成23年度に「児童医療費助成事業」に活用させていただいております。

なお、やちまた応援寄附金以外の寄附金としては、平成20年度から平成23年度の4カ年で、使途指定寄附金は11件、656万6千円。指定なし寄附金は8件、141万1千579円でありました。

また、本市へ「ふるさと納税」をいただけるように積極的な取り組みを望むとのことですが、本市では現在のところ、市ホームページでの「ふるさと納税」へのお願いを掲載し、市内外の居住者の方々に情報発信を積極的に進めているところであります。

自治体によっては、寄附金獲得のための寄附のお礼として特産品を贈るなどの特典を設けているところもあり、自治体同士で特典などをアピールして寄附金の獲得合戦を行うことは、本来の趣旨からそれてしまうという考え方もありますが、今後も市内外の多くの方々に八街市を応援していただけるように、寄附という性質を踏まえた上で、いろいろな手法を研究してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 明るく進める商店街振興について答弁いたします。

初めに（1）ですが、個人質問1、古場正春議員に答弁したとおり、市といたしましては、「八街ティー・エム・オー構想」に基づき、各種事業を地元商店会及び八街商工会議所と連携し、取り組んでいるところでございます。具体的な事業といたしましては、雇用対策及び空き店舗対策として八街市推奨の店「ぼっち」と「ブランみなみ」及び「ギャラリー悠友」を開設し、駅前の賑わいを創出してきているところでございます。

なお、八街駅南口商店街で空き店舗でありましたところには、最近、八街産小麦を使用した有名な料理人のお店や幾つかの飲食店等がオープンし、賑わいを見せ始めているところでございます。

また、11月下旬には旧すずこう跡地に「トウズ八街店」がオープンし、八街駅周辺活性化へ期待をしているところであります。

現在、駅周辺には広域的に展開している有名店が複数出店しており、個人経営のお店におきましても徐々に開店していることから市といたしましても引き続き、現在行っている支援

を継続し、中心市街地の活性化に向けてサポートしてまいります。

次に（２）ですが、地域経済の活性化は、中小企業者からなる商店街等をはじめとした商工業の活性化が必要であると考えますが、現状の商店街では後継者不足により、対策に苦慮しているところでございます。そのような中、本市の八街商工会議所青年部では、後継者対策の一助になればと11月17日、市内にあります、ふれ愛オーガニックファームにおいて男女の出会い交流の場として「ヤチ婚」を開催いたしました。市といたしましても、参加者を募集するためのPRや当日参加され、カップルになられた方々の記念品を提供するなど協力させていただきました。

ちなみに「ヤチ婚」の成果として、7組のカップルが見事成立し、今後期待しているところであります。

なお、商店街では、さまざまところで若い世代が活躍されておりますが、その中の1つとして、市で支援し、八街駅南口商店街振興組合で行っております八街市推奨の店「ぼっち」でも若い世代の方々が働いており市街地活性化の一助になっております。

そのようなことから、市といたしましては、今後も八街商工会議所を含め、関係団体とも連携を図りながら後継者対策にサポートしてまいりたいと考えております。

次に（３）ですが、市民及び商店街の来訪者の安心・安全を確保するために、八街市商店会等街路灯電料補助金交付要綱に基づき、商店会等が管理する街路灯の電気料を一部助成しております。今後も各商店街の環境整備及び活性化とあわせて防犯灯の役割も担っております街路灯につきましては、引き続き助成してまいりたいと考えております。

なお、八街駅南口商店街振興組合では、共同で来訪者のための駐車場を確保したり、「一店逸品」事業に取り組み、商店街の利便性向上やイメージアップも行っており、八街商工会議所では「得得クーポン券」の発行や飲食部会では、八街産生姜を使用した「ジンジャーエールやちまた」の開発・販売を進めているところであります。

市といたしましても、このような活動へ八街商工会議所と連携を図り、商店街等のイメージアップやPRを行ってまいります。

次に、質問事項3. 市街地の浸水対策と汚水排水の適正処理について答弁いたします。

（１）ですが、近年のゲリラ豪雨や台風等により、道路冠水等の浸水被害が市内各所で数多く発生しており、職員により通行止め等の対応を実施しているのが現状でございます。これらの浸水対策といたしまして、市街地においては、公共下水道事業による大池第三雨水幹線の整備を進めており、これにより一区消防機庫前や東小学校の北側、太陽団地、国道409号の踏切付近などの冠水・浸水被害が解消されるものと期待しております。

そのほか、市内全域を対象としたものとして、今年度は管渠や側溝等の設置を8件、地下貯留槽の設置を2件、水路等の改修や補修を7件、合計17件の工事を実施したところであり、現在、ポンプ施設2カ所を含め、8件の排水工事を実施中でございます。

また、来年度は二区の通称、金毘羅通りの浸水対策といたしまして、調整池の工事を計画しているところでございます。今後も、計画的に水路や調整池等の整備を図ってまいりたい

と考えております。

なお、従前から公共施設においては、浸透舗装や貯留施設といった雨水の流出を抑制する施設の整備を進めてきたところでございます。さらに、開発行為などに対しましても、雨水調整池や貯留施設等の雨水流出抑制施設の設置を引き続き指導してまいりたいと考えております。

次に（２）ですが、本市の平成２３年度末における公共下水道の整備状況につきましては、整備が完了した処理区域の面積は４３５ヘクタールで、全体計画区域１千３０ヘクタールに対する整備率は４２．２パーセント、都市計画決定区域５９４ヘクタールに対する整備率は７３．２パーセントとなっております。

また、平成２３年度末の処理区域内人口は１万９千５７１人で、行政区域内人口に対する下水道普及率は２５．９パーセントとなっており、処理区域内人口中の水洗化人口は１万９千１６５人で、水洗化率は９７．９パーセントとなっております。

なお、普及率の向上につきましては、今後におきましても、これまでと同様に通知文書及び広報やちまた等を通じての未接続世帯への下水道の普及啓発により、水洗化率の向上を図るとともに、住宅等が建ち並んだ地域等の下水道整備を積極的に進め、普及率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中田眞司君）

会議中ではありますが、昼食のため、しばらく休憩します。

午後は１時１０分に再開します。

（休憩 午前１１時５１分）

（再開 午後 １時１０分）

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○小菅耕二君

明解なご答弁、ありがとうございました。それでは、自席にて何点か質問させていただきます。

まず、ふるさと納税についてであります。ホームページでの情報発信を積極的にしておられるということに対しては、さらに進めていっていただきたいと思いますが、寄附者への特典等は考えておられないという答弁がございました。しかしながら、現在ではネットを見られる方が、かなり大勢おられる。その中で株主優待というような形のようなものの特典というものに対しても、かなり敏感な方がおられるようでございます。八街市PRの観点や八街市の農業活性化の点から考えても、礼状と一緒に、そのような特産品を、例えば落花生、または産業祭で行われました共進会において、優勝された、入賞された方の農産物など、また、八街市で作られた図解やちまたの歴史などの本がございましたけれども、あのような物を礼状とともに寄附された方へ贈られたらいかかかなと思いますけれども、そのあたり、どうお

考えか、お聞かせください。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほどの市長答弁でございますけれども、今、議員さんの方からお話がありましたように、考えていないということでご答弁を差し上げたということではございません。寄附という性質を踏まえた上で、いろいろな手法を検討していきたいというようなことで、ご答弁を差し上げたつもりであります。

それから、ふるさと納税ですけれども、この仕組みとしては、例えば他市の方から寄附をいただいた場合には、その方の住んでいる地域の住民税、これが減ってしまうということ、これはあります。しかしながら寄附を受けた団体としては、確実に収入が増えるということもありますので、収入確保策としては有効な手段であろうというようなことは考えられます。

それで、ご提案のような特産物を贈るといようなことでございますけれども、この寄附でございますが、名称、落花生の郷やちまた応援寄附金ということで、八街を応援してもらうための寄附金ということになります。応援をいただくためには、それをいただくために市をアピールするといような必要、これは当然でございます。それから、ご提言があったように特産品を贈るといことで、お礼を差し上げるといこともありますけれども、特産品のPR、これにもつながるとい効果がありますので、市長から答弁したとおり、寄附しやすいといようなこと。それから、できるだけ多く寄附をいただけるような工夫、仕組み、これをご提言いただいたいようなことも含めまして、研究をさせていただきたいといように思っております。

○小菅耕二君

さらなるご検討をお願いいたします。

続きまして、街路灯であります。東日本大震災により、原発停止に伴い、電力料金の値上げがされております。商店街においては、昨今の諸事情により、構成される会員が減少しておる商店街もございませう。街路灯は商店街で運営されておりまして、電灯料の値上げは各自の負担の上昇となっており、やむを得ず街路灯の間引きを行ったといような商店街もございませう。

老朽化に伴う維持管理費の問題も発生してきておるようです。事故防止や防犯の役割を担う街路灯ですので、私は市へのさらなる支援を望むところでございますが、そのあたり、いかがでございませうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

ご指摘のとおり、街路灯の電気料につきましては、補助金の交付要綱に従いまして、現在電気料の3分の1を補助させていただいております。当然これにつきましては、ただいま議員さんのおっしゃられましたように、商店街のイメージアップだけではなく、市の中では防犯灯の役割も大きく担っていただいておりますという観点から3分の1の補助といことで、電気料の値上げに伴いまして、市の補助額はやはり増えると市の負担も増えるといことでございませうが、これにつきましては、やはり防犯灯の意味合いも大きくありますので、この補

助については継続していきたいというふうに考えております。

○小菅耕二君

街路灯が消えることのないように、市当局のご尽力、また、支援をさらにお願ひしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

以上で、誠和会、小菅耕二議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、鈴木広美議員の個人質問を許します。

○鈴木広美君

こんにちは。誠和会の鈴木広美です。この12月議会において、一般質問の機会をいただきましたので、幾つか質問をさせていただきます。

まず最初に、質問事項1. 活力ある農業の振興について。

全国的に後継者問題は農業に限らず、漁業、林業、そして商工業にも及んでいると思われ
ます。また、景気の悪化などにより、中小企業や個人事業もかなりの経営難を受けていると
思われます。そういう中で親は家業を継いでもらいたいとか、子どもは家業を継ぎたいが
という、今現在の景気状況や経済状況、また、経営的支援や経済的支援の充実さの遅れなど
を考えると、後継者問題の1つの大きな壁になっているのではないかと思います。

そして、八街市、本市においての基幹産業は農業であり、後継者問題については、第一に
取り組み、経営的支援、経済的支援の充実さや卸価格の安定化、また、卸し先の安定化、ま
た、資材、肥料等などの経費の安定化などを今以上に整備するべきだと考えています。その
ためにも本市において実態の状況を把握していただかなければならないと思っております。

そこで、要旨（1）農業後継者の育成支援について。

①市内での農家世帯数の現状をお伺いいたします。

次に、②後継者の共同による二世帯農家世帯数についてお伺いをいたします。

③後継者に対する育成、支援についての具体策をお伺いいたします。

続きまして、要旨（2）園芸用廃プラスチック（ビニール）についてですが、昨年
の3月11日の東日本大震災において、福島原子炉の事故に伴い、放射能の大きな被害があり、今
でも終息はしておりません。本市においても放射能汚染や風評被害が心配されています。

また、今年3月の質問でもさせていただきましたが、園芸用廃プラスチックが、当時、
東金市にあります県の廃プラスチック処理工場が停止しておりました。その時に1日でも早
く処理工場が稼働できるよう対処、対応しているという回答があったと思います。そのお
かげをもちまして、今年8月に廃プラスチックビニールの回収がJAいんば農協さんと市の
行政担当課並びに関係者の方々の協力のもと、処理工場の再稼働が始まり、農家の皆さんも
安心されたと思います。この場をもちまして、ありがとうございますということをお話し
いたします。

ただ、しかしながら、幾つかのまだ課題も残されているのではないかと思います。

そこで、お伺いをいたします。

①東金市にある県廃プラスチック工場の再稼働の現状についてお伺いいたします。

次に、質問事項２．環境の整う街づくりについてですけれども、要旨（１）空き地問題について。

かつて日本経済が成長し、生活や雇用、サービスなど、さまざまところで安定した環境があった時代がありました。いわゆるバブル経済であった時代だと思います。そのときは経済も安定し、生活も豊かになり、マイホームを建てたり、購入されたりする人たちが多かったと、記憶に残ります。

八街市においても、その時代は他市、他県より多くの方が土地を購入し、住宅を建て、夢と希望、新天地でのスタートと胸を膨らませていたのではないのでしょうか。しかし、２０年、３０年と時がたつ中でバブル経済が崩壊し、景気低迷により企業の倒産やリストラなど、国民生活に大きな影響をもたらしました。そして、いまだに回復の兆しがなく、時間だけが過ぎていくように思われます。

また、経済の高まっている中で資産運用とし、土地などを購入された人や企業も多かったのではないのでしょうか。このような背景の中で、現在、地域住民の間で問題視されていることがあります。それは、当時家を建てるために購入した土地や資産運用に購入した土地が家も建たない、利用もされないという状況で、草や雑木などが生え、近隣住民の生活環境、交通環境、ごみの不法投棄場となっている問題が出ております。

例えば枯草などに、ポイ捨てたタバコの火がついて火事になったらどうするとか、草や雑木が伸び過ぎて視界を遮られ、交通事故を起こしそうになったとか。缶やコンビニ弁当からのごみ、一般家庭の生活ごみなどの投棄が多くなったとか。このような問題が本市全体であると思います。

また、このような空き地のほとんどがバブル期に購入し、その後、維持管理などができなくなり、所有者や地権者なども変更されたり、他市、他県に住んでいる方が多いと思われま

す。

そこで、お伺いをいたします。

①本市における空き地管理の状況についてお伺いをいたします。

②空き地管理の適正化に関する条例の改正についての考えをお伺いいたします。

以上で、１回目の質問を終わります。明解なる答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問９、誠和会、鈴木広美議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項１．活力ある農業の振興について答弁いたします。

（１）①ですが、市内の農家世帯数の現状につきましては、農業者の高齢化や後継者不足等により年々減少傾向にあり、平成１７年に１千５７７世帯であったものが、平成２２年には１千４７２世帯となっております

次に、②ですが、本年８月に、いんば農協グリーンやちまた園芸部に所属されている組合員を対象にアンケート調査を実施しており、組合員５８８名中４８０名から回答をいただい

ております。回答をいただいた480名中、約30パーセントの方には後継者がいる、または今後就農予定があるとの結果になっており、今後の八街市の農業を支える若い力が100名以上確保できている状況となっております。

次に、③ですが、次代の担い手である新規就農者の定着は必須課題であり、後継者に対する育成・支援の重要性は十分認識をしております。このことから、千葉県等の関係機関と連携を図りながら、市指導農業士並びに農業士会の協力のもと、千葉県農業大学校からの派遣実習や農業者養成研修としての研修生を受け入れし、実践的な知識や技術習得を実地に体験させることにより、新規就農者の育成を図っております。

また、大学生を中心にした乳搾り等の農業体験を通じ、出会いや交流の場を設け、農業への理解を深めていただくための活動を行っている団体や新規就農者の定着・活性化を図るため、先輩農業者が自らの経験を語り、相互の交流を深め、歓迎する場を設けるなどの活動を行っている団体に対し、支援を行っているところでございます。

今後におきましても、関係機関と連携を図りながら後継者の確保に向けた育成・支援を継続してまいりたいと考えております。

次に(2)①ですが、千葉県園芸用プラスチックリサイクルセンターでは、排出土から高い放射性物質が検出されたことに伴い、平成24年2月20日より、農業用廃ビニール及び農業用廃ポリエチレンの受け入れが停止されておりましたが、リサイクルセンターへの土の集積が最小限にとどまることや、放射線量が0.23マイクロシーベルト以下であることを条件に、本年6月26日より受け入れが再開されております。

本市におきましては、8月23日から10月16日の間に、16回、約165トンの回収を行いました。放射線量が条件に合致しないものが8件あり、回収の段階で再度洗浄するなどのお願いをし、持ち帰りをさせていただいたところでございます。

来年2月には、後期分の一斉回収を行う予定ですが、リサイクルセンターが再度稼働を停止することがないよう、農業者の皆様にはご面倒をおかけしますが、洗浄などにご協力をお願いしたいと考えております。

次に、質問事項2. 環境の整う街づくりについて答弁いたします。

①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

平成23年度、空き地の管理に関する通報件数は216件でございました。

また、平成24年度においては、11月末日現在で202件でございます。

なお、通報のあった箇所につきましては、現地を調査し、土地所有者に対し、現況の写真と雑草等の除去についてのお願い文書を送付しております。

また、本人が遠方であったり、高齢のため直接管理することができない場合もございまして、雑草刈取業者の紹介も含めて送付しております。

また、空き地の管理の適正化に関する条例の改正につきましては、条文の内容が明確でないものについては、今後、改正について検討してまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。自席において、幾つかの再質問をさせていただきます。

先ほどの農業の後継者問題についてなんですけれども、各関係機関、連携をとり、新規就農者や育成、定着、活性化を図る場の設立等を行っていただいているということで、非常にこれから後継者に対する、あるいは新規就農者に対する場を設けていただいているということで、これはもっと進めていただければと思うんですが、あくまでも、それは活動的支援という部分では、非常に理解できるんですけれども、今現在の活動的支援のほかに、既存の後継者の方々に対する経済的支援について、具体的なお考えがあるのか、お聞きしたいのですが。

○経済環境部長（中村治幸君）

この経済的負担ということでございますが、今、市単独での事業ということにつきましては、なかなか難しい状況でございます。その中で、現在、市では国あるいは県の補助事業を活用したパイプハウス事業ですとか、機械の助成とか、そういう事業に取り組んでおるところですが、新規就農者、あるいは後継者等、若い方々の就農に対する支援ということでは、本年度から国の方で行っております成年就農給付金という事業を活用して、八街市の場合ですと、平成25年度、来年度で現在3名の方から相談を受けておりまして、私どもの方とすれば、平成25年度から、この国の就農給付金を利用したいというふうに考えておるわけですが、ただし、現在、国の方の事業仕分けによりまして、この給付金事業も見直し事業の対象であるということで、私どもの方も現在情報をいただいておりますが、来年度に向けて私どもとしても、もし見直し事業、あるいは廃止事業ということになりますと、現在ご相談を受けている方々について非常に困惑しておるという状態でございますので、この辺は国の方の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

○鈴木広美君

ありがとうございます。やはり経済的支援というのが、今の特に農業関係者にとっては非常に切実なところに来ていると思います。やはり新規でされる方、あるいは担い手としてされている方も、やはり生活を考えていく上で、果たして農業で、どのようにやっていったらいいんだろうと。そのときに必ず、切っても切れないのが経済的な部分がどうしても重くのしかかってくると思いますので、ひとつその辺は前向きに国の動向等もありますが、市の行政の方でも前向きに検討していただきたいと思います。

続いて、今の内容にも関連していくんですけれども、JAいんば農協さん等、組合員制度の中には、青年部ですとか、組織的なものがありまして、組合に入っていない農家の担い手、あるいは小規模農家さんや特に一人農家等が目立ってきているように、私の方は思うんですが、そういった方々、要するに組合等に入られていなく、小規模や一人農家を踏まえた何か支援策みたいなものはお考えがあるかどうか、お聞きいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

やはり、この一人農家ということで、これは農業者に限らず、現在、八街の中でも区に加

入されていない方が非常に多くなってきておるということで、市からの情報を発信するにあたって、従来であれば区長さんを通じて情報を出せば8割方通じておったと。あるいは農家組合に加盟されておれば、市からの情報をやはり連合会長さんを通じて行っておったわけですが、やはり最近、農家組合に加入されない方、あるいは今言われたように小規模になってきているということで、連合会に入っても、なかなかメリットがないという形で脱会されている方が非常に多いというふうに向っております。

市といたしましても、今言われたように、支援等々あるいは、昨日もありました病害虫に対する情報提供という場合もやはり迅速に情報を提供することになりますと、組織に加盟いただいて、その中で情報をいち早く発信したいと。ですから、小規模あるいは一人農家であるから農家組合に入らないということではなく、できるだけ、その組織に加盟していただいて、市からの情報を得ていただきたい。私どもとすれば、やはり個別に対応するというのはなかなか難しい部分もありますので、現実的にはやはり組織的なところを通じて情報を出して補助事業等、該当する部分についての情報をいち早く上げるということを行ってまいりたいと思いますので、できるだけ組織に加入していただくのが先決かなと。ただし、諸事情がありまして、いろいろ加盟できないというような方についても、市からの情報を何らかの形で早く提供できるようには努めてまいりたいというように考えております。

○鈴木広美君

1日も早い段階で、一人農家あるいは小規模農家、そういった方々にも情報等が交わせるよう、私も努力をいたしますので、そのときには行政の方々にも前向きに早急に、ご理解と指導をお願いしたいと思います。

次に、廃プラスチック処理工場が再稼働されまして、本市において今年8月23日より回収が行われたということで、非常に農家の方も安心はされていると思います。しかし、先ほどの市長答弁の中に条件に合わなかったものが8件あったということで、それが数値がどのくらい出ていたのか。また、そのビニールの処理は洗浄するようにと、持ち帰りをお願いしたということですが、その持ち帰ったビニールの処理をされたのか、あるいは保管をしているのか、その辺をお聞きしたいのですが。

○経済環境部長（中村治幸君）

この8件のこれは国の基準が現在0.23マイクロシーベルトと、これはトラックに積んだ状態で空間線量をはかって、0.23マイクロシーベルト以下であるというのが1つの基準でございました。この8件につきましては、一番高いもので0.4マイクロシーベルトから0.278マイクロシーベルトということで、この8件につきましては、いずれも0.23マイクロシーベルトを超えていたので、お持ち帰りをいただいて、農家の方に現在保管をしていただいております。これにつきましては、やはり洗浄等をしていただいて、来年2月の回収に再度出させていただくということで、お願いはしてございます。

○鈴木広美君

そのビニール等が回収に向けて、今年の8月から始まって8件出たということで、対応と

して回収場で数値をはかって、県の処理場まで持っていくことなく対応ができたということは、非常にこれは喜ばしいことではないかなと思います。

また、今回回収にあたりまして、県の指導で出ていたと思うんですが、そのビニールを洗浄しなければいけないという、これは非常に農家にとって重労働な作業になっているものだと思うんです。個人差あるんですけども、やはりビニールの量が多い少ないもあるんですが、砂を落とすという条件のもとで、それが各農家1軒1軒が自分たちのところで洗浄しなければいけないという。重労働プラス、また、洗浄するにあたり電気も使うわけなんですけれども、これが1年、2年という先が正直見えない状況であると思うんですが、これが3年、5年、10年までやらなければいけないのかどうか。その辺がまだ不安なんですけど、例えば重労働的なものに関して、また、洗浄するにあたって電気代も各農家の負担が上がってくるかと思うんですが、そういった電気料金を、あるいは一部を東京電力さんに被害の後遺症というような形で、市が例えば窓口となり、あるいは説明会を行うなどのそういった請求、あるいは賠償の窓口をすることが可能なのかどうか、お聞きしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては、東京電力の補償ということで、昨年11月に一度実施をいたしました。今年につきましては、この廃プラスチックを含めまして、現在、例えば八街市で落花生の値段が、業者さんの買う値段が今年は特に安いと。これは昨年の業者さんが風評被害でやはり売れないということで、今年の落花生の買値が安いというようなことでありますので、これにつきましては、直接、農家側が今度は被害を受けておるわけですから、当然、時期を見て、私どもの方で昨年同様、東京電力の方に八街市の方で農家の説明会並びに請求の事務の手續等を実施できるよう、また、要請してまいりたいと思っております。

○鈴木広美君

ぜひ、また、今の件に関しましても、そういった形で農家の方々に負担が軽くなるよう、できましたらお願いをいたします。

次に、環境の整う街づくりで、空き地問題について幾つかの再質問をさせていただきますが、先ほどの市長の答弁の中で、平成23年、24年、200件を超える通報があったということなんですけれども、この件で文書的な形で対応されたり、その件数に対して対応された実質件数がおわかりになりましたら、お願いしたいのですが。

○経済環境部長（中村治幸君）

これは、先ほど市長答弁にありましたように、11月末現在で202件の通報が寄せられました。これにつきましては、職員が現地を確認後、202件全て文書により所有者に管理の適正をお願いしてございます。ただ、これがどこまで管理された、通知を受けてから実際に刈り取り等をされたかということにつきましては、現在、まだ集計等がされておられませんので、件数については把握できておりません。

○鈴木広美君

今の内容にお聞きしたい部分が、もう一つございまして、これは文書等で指導するにあた

り、市の行政側としては、何段階の対応があるのか、お聞きしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

指導の段階と申しますと、2段階というふうに考えております。1段階目につきましては、指導助言ということで、文書による管理の指導をする。それを数度繰り返し、次の第2段階という形になりますと、処置命令ということですが、なかなか強制力がないのが現実でございまして、段階的に強制的なことではなく、やはりお願いという形でしておるのが現状です。ただ、あくまでも土地所有者の管理責任もございまして、この辺については、あまり話がこじれないように、とにかくお願いをして処置をしていただきたいということで、現在やっております。

○鈴木広美君

なるべく、この空き地問題で、草等の問題が非常にやはり地域住民で問題になっておりますので、もう少し強い方法がとれましたら、お願いをしたいと思います。

また、先ほど地権者とか、所有者の方が遠方、要するに他市、他県の方が、多分こういったものが多いと思うんですが、あとは高齢のために維持管理ができないということで、市の方でも業者を紹介する等のお話でございましたが、この200件以上のそれに対して、他市、他県の方が理解をいただいて、何件くらいの方が、その紹介した業者さん等、あるいは業者を使って草刈り等をやったのかがわかりましたら、教えていただきたいのですが。

○経済環境部長（中村治幸君）

市の方から紹介いたしました業者を利用して実施したというのは1件でございます。そのほかににつきましては、例年、約半数ぐらいの方が返信用で回答をいただいて、ご自分なり、知人なり、あるいはご自分の方で業者を使ってというような形で、大体半分ぐらいの形については実施をいただいております。

○鈴木広美君

紹介した業者で対応されたのが1件ということで、非常にさびしく思うんですけれども、実際、今回この話が千葉県内、非常にあちこちで問題視されておまして、今年、新聞等でも報道されたんですけれども、千葉県内で私の知っている限り4市、その内容がございまして、特に一番大きな問題になったというのが、流山市なんです。これは地権者の方と市の方でいろいろとお話し合いをしていった結果、最終的に行政の代執行があったと。そのほかに松戸、柏、市川等、そういったところでも、いろいろこの空き地の木や草の問題が非常に取りざたされているのが現状で、八街に関しても、やはり空き地が非常に草が、そのままになっていたり、要するに地権者、所有者の管理が行き届いていなく、非常に危険な状態であるということで、これはもう少し環境的にも前向きに取り組んでいかなければいけないと思っております。

続きまして、その空き地の管理の条例についてお聞きをしたいのですが、空き地管理、適正化に関する条例なんです。この条例、これは昭和47年に施行されたものだと思うんですけれども、二度、三度、数字的なものに関しては一部改正があるんですが、文面的に非常

+

に私もどうなのかなという文面がございまして、一例を挙げますと、条例第8号定義第2条の中に、この条例で空き地とは休耕地、雑種地、その他というふうな表現になっているんですが、このその他という表現の中には、どういったものを指しているのか、お聞きしたいのですが。

○経済環境部長（中村治幸君）

私もこれは非常に頭を悩ませたのですが、担当の方とも確認をとってあるんですが、その他の中には、現在、宅地造成等をされて、家の建っておらない土地等を含むという解釈であります。

○鈴木広美君

それであれば、やはりその他の前に実際、今、八街市内で問題になっている空き地が、ほとんど宅地の地目になっているのが非常に多いかと思えます。ですから、そういった文言もできる限り明確に入れた上での文章を改正していかなければならないのではないかとは思いますが。

次に、この条例の全体的な文章を見ますと、非常に雑草、枯草という表現がほとんどなんです。そこに生えている、20年、30年たつと、鳥や何か運んできた種が必然的に雑木が出たりとか、竹等などが出まして、非常に被害性の高いものの表現があらわれていないんです。ですから、そういったものも含めまして、やはり時代に合った条例文の改正をぜひ進めていただきたいと思えます。

以上をもちまして、私の質問を終了いたします。

○議長（中田眞司君）

以上で、誠和会、鈴木広美議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、鯨井眞佐子議員の個人質問を許します。

○鯨井眞佐子君

公明党の鯨井眞佐子でございます。私は4項目にわたりご質問させていただきます。

質問事項1. 榎戸駅についてお伺いいたします。

榎戸駅の東側開設は、長い間、多くの市民の皆様が要望されていた事項であります。公明党といたしましても、約10年ほど前になりますが、皆様の東側開設要望の署名簿を持って参議院議員と市民の代表の方とともに、JR千葉支社に行っております。その際に要望いたしました事項の中で、トイレの改修、上屋の設置が上りホームに実現することができました。

また、長年の要望であります東側出入口が北村市長のもと、少しずつ前進していることは、市民の皆様の大きな喜びとなっております。

市長は各種行事の中で、「副市長とともに、JR千葉支社に赴き、榎戸駅東口開設に向け協議してまいりました」とお話をされておりました。

そこで、進捗状況についてお伺いいたします。

- ①榎戸駅の基本設計はいつ頃できるのか。
- ②現在の狭いロータリーは解消されるのか。

③榎戸駅横の踏切の歩道設置はいかがか。

④下りホームに上屋はありません。榎戸駅改修とともに設置を要望するものですが、いかがか、お伺いいたします。

質問事項 2. 交通の利便性についてお伺いいたします。

交通弱者と言われます、いわゆる自動車の運転ができない方が高齢化に伴い、年々増える傾向にあります。本市も65歳以上の人口が20パーセントを超え、市民の5人に1人が高齢者になっております。そうした中で、交通手段の必要性を市民の皆様から多くの要望をいただいております。

そこで、ふれあいバスについてご質問いたします。

現在、市としてはふれあいバスを5路線運行しておりますが、バス停まで遠かったり、バスの運行時間が長かったり、乗りたい時間になかったり等々、なかなか皆様の全ての要望に応えるには難しいものがあります。

また、このふれあいバスの時間帯等の改正のたびに、使い勝手が悪くなったとの声を聞きますが、今回もそうした声が多くあります。

そこで、お伺いいたします。

①現行のバス路線の見直しはいかがか。

②高齢者のための自由乗降コースを増やすことはできないか。

③デマンドタクシーについては、導入に向けての調査・研究・検討はされているのかどうか、お伺いいたします。

質問事項 3. 児童医療費の助成制度の充実についてお伺いいたします。

本市は、北村市長の英断により、中学3年生までの医療費が昨年より助成され、12月1日より現物支給となりました。受給券が届いたと保護者の方たちからは喜びの声をいただいております。健全なる子どもの成育は親の願いであります。

赤ちゃんは、通常、在胎37から42週未満でママのおなかから出てきます。赤ちゃんの体は、ママのおなかの中に40週前後いることで、外の世界に出てくる準備が整います。そのため、在胎37週未満で産まれてきた赤ちゃんは「早産児」と言われ、体の機能が未熟な場合があります。1年間の総出生数に対する早産児の割合は約5パーセント、生まれてくる赤ちゃんの20人に1人くらいが早産で生まれております。早産で生まれても全ての赤ちゃんに病気や発達上のリスクがあるとは限りませんが、正期産児よりは割合は高く、医療にかかる機会も多いと伺っております。

このたび、未熟児養育医療が都道府県から市町村に権限移譲されることになると伺いました。ぜひ、未熟児の医療に係る自己負担金200円の無料化を要望いたしますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

質問事項 4. 環境問題について。

要旨 (1) ごみの減量化についてお伺いいたします。

クリーンセンターが建設されて9年、焼却炉の維持修理費は平成21年、7千452万円、

平成22年、9千426万8千円、平成23年、1億744万7千円と年々増えております。焼却炉の延命を図るためにも、ごみの減量にもっと積極的に取り組んでいく必要性を感じております。

11月9日、公明党で戸田市に視察に行つてまいりました。定年になつたけれども、専門職、クリーン担当として雇用されております吉田さんからお話を伺いました。ごみという燃やすもの、お金がかかるものという概念がありがちですが、ごみはお金になるものという発想の転換が必要であると、さまざまなご説明をいただきました。中でも特に感動したのは、家庭の生ごみをEMぼかしとバケツを貸与し、堆肥を作つていただき、その堆肥をフラワーセンターに持っていくと、花の苗24鉢と交換してくれます。そのフラワーセンターには、障がい者の方を雇用しており、自給751円で1日4時間、ごみの減量とともに障がい者の方が自立して生活できるようにとの取り組みがなされておりました。

そこで、お伺いいたします。

①ごみの減量化に今後どう取り組んでいくのか、お考えをお聞かせください。

②雑紙のリサイクルは、どのように市民に周知しているのか。また、雑紙の回収の成果はどうか、お伺いいたします。

以上、登壇してのご質問を終わります。明解なるご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（中田眞司君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 2時00分）

（再開 午後 2時10分）

○議長（中田眞司君）

それでは、再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問に入る前に報告します。

新宅雅子議員より、一般質問の参考資料の配付依頼があり、許可したので配付しておきました。

以上で報告を終わります。

○市長（北村新司君）

個人質問10、公明党、鯨井眞佐子議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 榎戸駅について答弁いたします。

(1) ①、②、③、④につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。平成24年10月11日に「総武本線榎戸駅東西自由通路整備及び橋上駅舎新設に関する基本設計協定書」を締結し、平成25年6月末までに基本設計を終え、その後に詳細設計を行い、平成26年度中には工事着手をしてみたいと考えております。

上屋につきましても、この協定に基づく基本設計の中で検討され、設置されることとなります。現在、基本設計の中で、自由通路及び橋上駅舎の位置や規模などの協議を進めている

ことから、ロータリーの具体的な整備内容は定まっておりますが、利便性の高い駅前にしたと考えております。

また、現在行っている協議や協定は駅舎の整備についてであり、踏切等につきましては、協議の対象外となっております。しかしながら、今後、自由通路が設置されることで歩行者による駅の利用形態が変わってくるものと考えております

次に、質問事項2. 交通の利便性について答弁いたします。

(1) ①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

ふれあいバス路線の見直しにつきましては、個人質問3、山口議員に答弁したとおり、現在の運行形態は、八街市ふれあいバス運行協議会からの提言を基本として、昨年9月1日付で、ふれあいバスのダイヤ等の改正を行ったところでございます。

改正の主眼としては、乗り継ぎをすることで、利便性の向上を図ろうとするものであります。特に従前の東コースを市街地を循環する街コースとし、他のコースから、ふれあいバスターミナル等で乗り換えることにより、病院や大型店等へ行けるよう配慮したものでございました。

また、一部供用開始した八街バイパスへの乗り入れも行いました。しかし、改正後の利用者の皆様の声としては、以前の運行形態の方がよかったです。駅、市役所、総合病院へは、乗り継ぎすることなく行けるようにしてほしいですとか、待ち時間の短縮や定時運行などについての要望等が寄せられております。これまでは、4年に一度の運行協議会での意見を反映し、改正を行ってまいりましたが、これらの要望や利用者の減少等を踏まえまして、市としましては、今年中の一部見直しとして、12月26日を目途に改正を予定しております。その内容としては、昨年の9月1日付、改正前の形態に近づけたいと考えており、現在、準備作業を進めているところでございます。

また、高齢者等のための自由乗降コースの増設でございますが、南部の一部地域において、自由乗降区間を設定しております。原則、車の往来が少なく、ある程度の幅員も確保されている道路であります。南部地域は人家の密集地が少なく、バス停間の距離も比較的長いことから設定しているものであります。北部地域においては、自由乗降区間の設定可能な区間が少ないことや、特に要望もありませんでしたので、今日まで設定してまいりませんでした。

今後、具体的な要望などがあった場合には、運行事業者と十分な安全性を前提に利便性の向上を検討してまいりたいと考えております。

なお、今回の見直しには間に合いませんので、次期改正の際には、道路事情や警察等関係機関との協議も踏まえた中での検討事項とさせていただきたいと存じます。

次に、③ですが、市では今年度、八街市地域公共交通協議会を設置し、路線バス、本市ではふれあいバスと称しております、いわゆるコミュニティバス、デマンド交通も含めて、本市の実情に合致した公共交通総合連携計画の策定に向け、協議をお願いしているところであり、これまでに2回の会議を開催しました。

参考までに、コミュニティバスとデマンド交通の特徴を申し上げますと、コミュニティバ

スにおいては、「いつでもだれでも予約なしに利用できる」「定時に固定路線を運行するため、到着時刻や所要時間が安定している」「利用者負担が比較的安い」といった長所があり、短所としては、「利用したい時間に利用できない」「利用する際にバス停まで徒歩等で移動する必要がある」「運行ダイヤが道路事情や事故等に左右される」「コースが決まっており目的地によっては乗り継ぎが必要な場合がある」などが挙げられます。

一方、デマンド交通においては、「サービス区域内の自宅やその付近から、サービス区域内の目的地や、その付近まで利用することができる」「利用時間が多少前後するが、基本的に予約した時間に利用できる」といった長所があり、短所としては、「事前予約が必要」「到着時間や目的地までの所要時間が予約の状況に左右される」「コミュニティバスに比べ利用者負担が割高になるケースが多い」「サービス区域が制限されるので、サービス区域外では決められた場所までしか行かない。それ以外の場所に行きたい場合は、乗り継ぎが必要」「1台の座席数が少ないため、希望する事前予約ができない場合がある」「一般のタクシーと異なり、見知らぬ人との相乗りとなる」などが挙げられます。

今回、連携計画策定の基礎調査として、デマンド交通及びコミュニティバスの長所・短所などの特徴を例示した上で、市民アンケート調査を実施しましたが、利用のしやすさに関する項目では、デマンド交通が25.4パーセント、コミュニティバスが24.8パーセントと、ほぼ拮抗しており、わからないとの回答が一番多く、31.8パーセントの結果でした。

また、南部地域がコミュニティバスを、北部地域がデマンド交通を支持する傾向が見受けられました。今後は、これらの調査結果や厳しい財政状況等、また、他団体の状況も踏まえまして、年度内を目途に連携計画の策定に向けて協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. 児童医療費助成制度の充実について答弁いたします。

(1) ですが、平成25年4月1日より未熟児養育医療事務が県から市へ移譲されますが、母子保健法第20条に規定する病院等に入院することを必要とする未熟児養育医療の対象となる子どもにつきまして、当市は保護者の経済的支援を目的とし、その対象となる医療費は負担基準額を無料とする方向で進めております。

次に、質問事項4. 環境問題について答弁いたします。

(1) ①、②ですが、関連がありますので、一括して答弁いたします。

本市では、年間約2万トンを焼却しておりますが、その内、紙・布類が30から50パーセントを占めています。昨年の震災以来、課題となっている焼却飛灰の処理を軽減するためにも、燃やせるごみに含まれている紙類を雑紙として資源化し、焼却量を減少させることは、大変効果があるものと考えております。

現在、本市において古紙類は、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パックを主に収集し、リサイクルしていますが、これらの規格が統一された紙類と異なり、雑紙については、リサイクルになじまない紙類の混入が懸念されます。この雑紙分別方法を全ての市民に周知していくことは、大変難しいものと考えられることから、どのように、その動機付けを行うか、また、さらによい分別方法がないか等を次期八街市一般廃棄物基本計画の見直しまでに詳細に検討

し、具現化させるよう努力してまいりたいと考えております。

○鯨井眞佐子君

ご答弁ありがとうございました。デマンド交通について、お伺いいたします。

今、確かにコミュニティバスが24.8パーセント、デマンド交通が25.4パーセントでした。そのような回答であったと。そして、北側の方がどちらかというとデマンドタクシーの要望が多かったというようなご答弁をいただきました。南部の方は、交通手段がないので、ほとんど車に頼っているというような状態であることから、きっとデマンドタクシーのあまり要望がなかったのかなというふうに思ったんですけれども、バス停までが結構距離があると随分あります。そういった本当に細部にわたってのふれあいバスが通ること、非常に難しいかと思しますので、ぜひ、このデマンドタクシーに向けて調査・研究をさらにしていただきたいというふうに要望させていただきますが、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

デマンド交通につきましては、先ほど市長答弁でも申し上げてありますように、現在、八街市の地域公共交通協議会、この中で路線バス、ふれあいバス、それからデマンド交通も含めて、どのような形の公共交通がいいのかということでの協議をお願いしているところでございます。既に2回の会議を開催しているところでございますけれども、2回目の会議の中では、先ほどアンケート調査の結果報告を申し上げましたけれども、これらの調査の結果から導き出しました本市の公共交通のあり方についての検討ということで、目指すべき公共交通のパターンということで、たたき台を示しております。このパターン案の中では、基幹となる交通、それから端末交通といった組み合わせの中で、路線バス、ふれあいバスのほか、デマンド交通も含めた体系で、幾つかのパターンを示しております。

それから、あわせて調査・研究ということのお話もありましたけれども、検討するためのヒントとなる先進事例、これも示しております。この先進事例の中には、コミュニティバス等々、乗り合いタクシーの連携の事例、これらも示しておりますので、こういったことを含めた中で、次の会議までに意見聴取を行って、計画素案を示すということになりますが、その中では、デマンド交通の検討・協議、これも十分に行われるものというふうに考えております。

○鯨井眞佐子君

だんだん高齢化率も高くなってまいりますし、本当に高齢者の方はお買い物をするに荷物を持って帰れないという現状もあります。ふれあいバスで来て、お買い物をしてタクシーで帰るといった方もたくさんおいでになります。そうした方に対してでも、そのデマンド交通というのは、私は有効的な手段ではないかというふうに思っております。そういった意味も含めて、これから高齢化社会に向けて、ぜひ、導入に向けて前向きに検討をお願いしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

次に、環境問題についてお伺いさせていただきます。

先ほど、私も登壇して申し上げたんですけれども、本当にごみの減量化というのは、大変

な問題ではないかというふうに思います。私が議員になったときには、まだ、クリーンセンターは建設されておりませんでした。だけれども、もう建設が決まっていた時点でありました。だけれども、これからはリサイクルとか、そういったことに、ごみの減量に取り組む時代に入るのに、こんなに大きなクリーンセンターは要らないのではないかと、私は質問をした覚えがあります。そして、今、9年たって、だんだん本当に焼却炉も大変な状況になるのではないかと思ったときに、私たち戸田市に行ってまいりましたけれども、EMぼかしとバケツを全部市民の要望に応じて貸し出しをして、それで堆肥を作って、それをフラワーセンターに持っていくと、フラワーの24鉢と交換ができるという、すごい取り組みをしていました。それは、要するに市民の皆さんに協力をしていただかなければできないことでありますけれども、私は焼却炉の修繕維持費も税金で賄っていかなければなりませんので、そういったことも含めて、ぜひ、市民の皆さんにごみの減量化に取り組むように、啓発をしたいと思いますけれども、具体的な、まだ、そういったものはなかなか難しいかと思えますけれども、今、生ごみ処理機とか、あとコンポスト、あれほどのくらいの普及をしているか。大体おわかりになりますでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

大変申し訳ございませんが、生ごみ処理機の普及割合というものについての数字は把握してございませんが、確かに近年、件数が少なくなっているのは事実でございます。年間に数台程度まで落ち込んでいる状況でございます。

○鯨井眞佐子君

そうしたごみの減量化に向けて、もっともっと市民の皆さんに啓発をしていく努力も必要かなというふうに思っております。そして、戸田市みたいに急にそういったことをやってくださいというわけではないんですけれども、今後の将来を見据えた、そういった取り組みを参考にして、何かできればなというふうに思っております。八街はちょうど畑も空いている。耕作放棄のところもたくさんありますので、ぜひ、フラワーセンターみたいなものを作っていただいて、そういったことを市民の皆さんの協働のもとで、できるといいのではないかなというふうに思っております。

戸田市のフラワーセンターは本当に障がい者が自給751円、私は随分高い自給を払っていらっしゃるんだなというふうに、すごく感心したんですけれども、障害年金と自分で働いたお金で自立ができるようにと。要するに親御さんが障がい者の方の将来を心配しなくても本当に自立して生活ができていけるような取り組みもあわせてやっているということを知って、私は本当にびっくりしてしまっただけなんですけれども、そういうこともあわせて、また、お考えをいただきたいというふうに思っております。

あと、ごみの減量化に当市もリサイクルをやっているわけなんですけれども、そういったリサイクルの収益はどのくらいあるのでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

現在、リサイクルの売払代金につきましては、年間大体5千万円程度ということござい

ます。

○鯨井眞佐子君

5千万円ぐらいというふうなお答えをいただきました。それはいろんな項目がありますね。それをトータルして5千万円ですよ。

○経済環境部長（中村治幸君）

失礼しました。5千万円というのは平成22年度でございました。平成23年度につきましては、約6千500万円ということで、この売払代金も徐々に増加はしております。

○鯨井眞佐子君

今年度は、まだ出ていませんでしょうけれども、半年ぐらいでどのくらいなんでしょう。出ますでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

10月末で約3千800万円ということでございます。

○鯨井眞佐子君

10月末で3千800万円というと、少し平成22年度、平成23年度に比べて低いように思いますが、これの要因は何でしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては、昨年度、平成22年度等につきましては、やはり鉄等の値段が高かった。あるいはコストの値段が高いというような要因がございます。

それから、私、先ほど生ごみ処理機と、それから処理容器、これにつきましては数台というふうに申し上げましたが、生ごみ処理機につきましては平成23年度が10台、ごみ処理容器が16台ということでございます。大変失礼いたしました。

○鯨井眞佐子君

少しごみの値段が下がっているというので、収益金が少し下がっているようではありますが、こうしたやはり市民の皆さんにご協力をいただいて、それでごみの回収、リサイクルを進めていくということは、私は大事なことはないかというふうに思っております。

それで、このごみの収集の業者なんですけれども、大体いただいた中の資料の中で、コーヨーテクノさんが多いような気がするんですけれども、現在、そういった古紙とか、アルミ缶とか、こういった収集は大体どの業者の方がやっていたらっしゃるのでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

業者の数というか、これは大体3カ月置きに見積もりを取りまして、業者の方を決定しております。例えばアルミプレスにつきましては、5社から見積もりを徴しまして、現在、長嶋軽金属というところで買い取りをさせていただいております。それから、コーヨーテクノにつきましては、缶のプレス、鉄、焼鉄、ペットボトル、硬質のプラスチック、あと古紙、これにつきましては、コーヨーテクノに現在出しておる実情でございます。

○鯨井眞佐子君

そうしますと、コーヨーテクノさんがいろいろ回収にあたって、問屋に卸す先もどちらな

んでしょうか。平成23年度は古紙に至っては、美濃紙業さんが1年間取っているようです。ただアルミのプレスとかは、コーヨーテクノさんだったり、いろいろですけれども、現在はどこなんでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

アルミにつきましては、現在、先ほども申しました、有限会社長嶋軽金属というところに出しております。この古紙につきましては、本年9月までは、美濃紙業ということで、こちらに出しておったんですが、10月時点の見積もりを徴した時点で、コーヨーテクノが一番高値であったということで、10月からはコーヨーテクノと。それから、アルミあるいはアルミ缶につきましても、長嶋軽金属ということで、あとは家電につきましては藤乃木総業と。雑線類につきましても藤乃木総業。そのほかにつきましては、コーヨーテクノさんが一番値段が高かったということで、現在そちらへ出しております。

○鯨井眞佐子君

私はコーヨーテクノさんが収集をして、そこの問屋に卸すとなると、コーヨーテクノさんの台貫に乗せるということに、自分のところで回収して、自分のところではかるということになるのでしょうか。それともクリーンセンターで、一回はかってコーヨーテクノさんに出しているんですか。

○経済環境部長（中村治幸君）

まず、コーヨーテクノに出しておりますペットボトルにつきましては、収集は大成と五十嵐が収集をして、それをコーヨーテクノに持ち込むということで、これは業務の効率化ということで、クリーンセンターの台貫ではなく、コーヨーテクノの台貫に乗せております。

それから、硬質プラスチックにつきましても、同じく収集につきましては、大成と五十嵐で、コーヨーテクノに直接搬入し、コーヨーテクノの台貫に乗せております。

それから、古紙につきましては、コーヨーテクノと市の組合がございますので、この組合で収集を行いまして、これをコーヨーテクノの台貫に乗せておるといふ。そのほかにつきましては、全てクリーンセンターに一度搬入をして、プレス等の加工をして搬出ということで、クリーンセンターの台貫に乗せております。

○鯨井眞佐子君

今、何かいろいろと詳細がよくわかったんですけれども、回収している業者と、そこに受ける業者と同じ業者であるということは、いろいろ誤解を招きやすいので、そのところをどう今後、市としては対応策をとっていただけるのかどうか。クリーンセンターで一回はかって、それからコーヨーテクノさんに持っていか、ほかの長嶋軽金属さんに持っていかとか、いろんな方法があるかと思っておりますけれども、ぜひ、その辺をまたご検討いただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

それと、あと雑紙なんですけれども、いろんな市町村に行っては、私もいろんなごみの収集だとか、リサイクルだとか、いろんなことを聞いて回っております。四街道市に行きまして聞いたのは、雑紙はこういった回収袋で回収しておりました。私は回収袋を作ればいいと

いうことは、別に申し上げないです。それで、戸田市さんはどうされているんですかと言ったら、ビニールの袋に入れて、そのまま出していますというふうに伺いました。戸田市さんは、雑紙で、それを収集した後に、こういったティッシュペーパーを作って、これは当然中を開けてもビニールのあれがありません。また、このまま雑紙として出せるような工夫をされて、これをどのくらい作ったかというのは、忘れてしまったんですけども、これを例えば体育祭の行事の景品に差し上げるとか、そういったことで利用をしているというふうに伺っております。そして、またその雑紙の中で、こういった子どもたちの絵なんですけれども、こういったものも雑紙を利用して作って、皆さんに配っているというふうに伺いました。そういった一つ一つの発想のもとに、かなりの収益があって、戸田市はごみはお金になるんだというふうに、吉田さんが豪語しておりました。

また、ペットボトルからは、こういったエコバッグ、皆さん行った方、1つずつもらってきたんですけども、ペットボトルから、こういったエコバッグ、戸田、戸田と書いてあるんですけども、こういった戸田ブランドを作って、1枚500円で欲しい方には販売をしているというような状況も伺ってきました。

また、いろんな点で、私たちごみ問題は主婦の目から解決していかなければいけない問題もたくさんあるかと思えます。そういった点で、私たちもしっかりとごみ問題には、目を光らせて取り組んでいきたいというふうに思っております。ぜひ、市の方でも今後また雑紙の回収はどのようにされていくのか、お考えがあったら、ぜひ、伺わせてください。

○経済環境部長（中村治幸君）

この雑紙のご質問につきましては、前回、新宅議員さんからいただきました、私どももいろいろ調べた中で、例えば千葉市等も雑紙として収集を実施しております。これは私どもの方は現在、雑紙という分類の中での収集はしておらないんですが、古紙の中に雑紙等が紛れておるといのは、現実相当あるそうです。ですので、これは先ほどの市長の答弁にもありましたように、次期八街市一般廃棄物基本計画の見直しというのが、これはたまたま平成25年、来年度でございますので、私どももこの雑紙として全ての雑紙という、かなり幅広くなりますので、ある程度、雑紙の中でお金になるもの、売れるもの、これを業者の方とかけ合いまして、雑紙としての収集ができるように、来年度の見直しの中で実施したいというふうに考えております。

○鯨井眞佐子君

今現在、雑紙はどのように周知しているのかなと思って、私もごみカレンダーをよくよく見たら、古紙のところの端の方に載っていたんです。だけれども、それだけでは市民の皆さんにはなかなかわかりづらいというふうに、私は思っております。そういった意味からも、また、ぜひ、ご検討いただいて、収益につながるものであれば、少しでも収益につながるように、また、私たち市民も一生懸命応援していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（中田眞司君）

以上で、公明党、鯨井眞佐子議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、新宅雅子議員の個人質問を許します。

○新宅雅子君

公明党の新宅雅子でございます。質問に入る前に、一言お礼を申し上げます。

昨年、3月11日の東日本大震災を受けまして、平成23年6月議会で防災メールの提案をいたしました。その場で前向きに検討するという答弁をいただきました。そして、本年10月1日より配信が開始、市のイベント情報も配信され、市民の皆様も市を身近に感じると大変喜んでおります。今後、さらなる改良をしていただきながら、まずは前進の第一歩、深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。

私は今回、市民サービス向上のための福祉総合窓口の設置についてを第1点。そして、第2点目に主権者教育についての2項目にわたり、ご質問させていただきます。

1点目、総合窓口について、私は福祉の面での高齢者総合窓口を中心に伺います。今年5月、文教福祉常任委員会の視察で、富士宮市に行っていました。当市では、福祉総合相談課を設置し、地域包括推進事業に取り組んでいました。また、その後、10月に公明党で松山市で行っている福祉総合窓口の視察に行っていました。松山市のキーワードは市民目線、市民の利便性の向上です。

私は、八街市の地域包括支援センターが窓口になって、問題の交通整理ができたかと思えます。富士宮市も松山市も八街市より人口も職員数も、そして予算も格段に多い市であります。限られた予算と人で、どのような市民サービスが可能か、お伺いいたします。

次に、投票率向上対策についてご質問いたします。

お配りいたしました資料をごらんいただきたいと存じます。これは、八街市議会議員選挙の投票結果ではありますが、昭和34年から昨年の平成23年までの市の投票結果でございます。昭和34年、まだ、生まれていない人もいらっしゃるかと思いますが、このときの投票率が88.1パーセント、それから92.95パーセントがあり、そして昨年は47.04パーセントです。地縁、血縁が強いと言われる市議選でも、平成3年の投票率は69.54パーセント、それから20年たった昨年の平成23年に至りましては、当日、有権者は5万9千823人、投票者2万8千139人、投票率47.04パーセントという半数以下の人しか投票していません。そういう中で、私たちは選ばれております。投票率向上は、今や喫緊の課題だと思います。

そこで、主権者教育の一環として、小中学校での教育の中に模擬選挙を取り入れたらどうか提案いたします。

次に、期日前投票についてご質問をいたします。投票日に限らず、告示されてから投票日前日まで、毎日投票が可能であるということは、投票率向上のためにも、とても重要なことと考えます。ところが、受付で記入する宣誓書については、高齢者や障がい者から緊張して

手が震えて自分の名前すら書けないという声をお聞きすることもあります。したがって、自宅で宣誓書が書けるようにして、有権者の心理的負担の軽減を図るように投票所整理券の裏に印刷できないか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。明解なるご答弁をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○市長（北村新司君）

個人質問11、公明党、新宅雅子議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 市民サービスについて答弁いたします。

(1) ですが、各種証明書の発行や届け出などの定型的な手続を1カ所の窓口を集約し、市民が幾つもの窓口を回ることなくサービスが受けられる「総合窓口」は「ワンストップ窓口」とも称され、幾つかの自治体で導入されているところであります。

本市におけるこの窓口の導入について、調査研究をするよう職員に指示し、総合窓口を導入している先進自治体を視察しております。その概要は、従来別々のフロアにあった市民の利用頻度の高い各種諸証明発行に係る課等を同一のフロアに配置し、市民の移動を極力少なくすることで、利便性の向上を図っているものであります。しかし、本来の総合窓口は、転入転出に伴う各種異動届、転校や入学の手続などの教育委員会関係、福祉関係、保育関係、税収納関係など複雑な個別の対応が必要であります。そこまで対応している総合窓口はごく一部と聞いております。そのため、総合窓口を設置しても、多岐にわたる手続のある方については、その担当課への移動はどうしても避けられないとのことでありました。

本市では、第1庁舎1階フロアで、住民票、戸籍、印鑑証明書、外国人登録関係、国民健康保険、国民年金、税関係の証明書、税の納付や相談の業務については、手続が行えるようになっており、極力市民の方々に負担をかけないで、手続が終了できよう職員間での連携・協力を図っているところであります。将来的に、これ以外の業務を集約する場合、どこまでの業務を集約するのか、十分なフロアスペースが確保できるのかなど、非常に難しい問題もありますので、今後、十分な研究が必要と考えております。

○選挙管理委員会事務局長（小出聰一君）

次に、質問事項2. 投票率向上対策について答弁いたします。

(1) ①ですが、選挙における今日の有権者の投票行動といたしまして、政治不信や無関心、投票義務感、政治的有効性感覚の低さ、社会の一員という意識の希薄化などのほか、さまざまな理由から、どの選挙においても投票率が年々低下している状況にあります。

投票率の向上を図るため、広報や啓発においても、今までの手法に加え、キャラクターを使用したり、情報メール配信サービスを活用するなどの工夫をしていますが、ほとんど効果を上げておりません。このようなことから、近年、新たな方策として、主権者教育が取り上げられております。

基本的な目指す方向性として、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者が求められております。その中で、若者の政治意識の向上

や将来の有権者である子どもたちの意識の醸成、地域の明るい選挙推進協議会活動の活性化などが挙げられております。

本市といたしましては、選挙権を取得する前の年齢に対する政治意識の向上を図るため、小中学生を対象とした選挙用ポスターや標語の募集、成人式での啓発物資の配布による投票の呼びかけなどを行っております。

また、ご質問にあります小学校は対象としておりませんが、市内の中学校では生徒会役員改選にあたり、数年前から実際の選挙を想定した模擬選挙を行っており、その際には市選挙管理委員会から本物の記載台や投票箱を貸し出しているところでありまして、学校サイドにおいても模擬選挙の事務執行体制などで、かなり浸透してきていると伺っております。

今後も若者の政治意識の向上を図るべく、現在の選挙制度の中で、可能な範囲で行政と地域の明るい選挙推進協議会等が一体となり、投票率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に(2)①ですが、期日前投票につきましては、本来は選挙の当日に選挙人自らが投票所に行き、投票をしなければならないところを、選挙の当日、公職選挙法で規定する事由に該当すると見込まれる方については、規定される期間に、期日前投票所において投票することができる制度であります。しかし、この制度は、投票者が自由に投票する日を選択できる複数投票日制ではありませんので、現行の選挙制度では、選挙の期日前に投票するためには公職選挙法に規定する事由のうち該当するものを選び、当該事由によるため、選挙の当日に投票ができないことを記した宣誓書を提出する必要があります。これは、従前の不在者投票制度に比べ、手続を簡素化し、期日前に投票を行わなければならない投票者の投票環境の改善を図ったものでありますが、事務手続上、この宣誓書の提出を省略することはできず、特に、高齢者や障がい者の方には、ご負担が大きいものと考えます。

この宣誓書を投票所入場整理券の裏に印刷できないかのご質問ですが、本市で採用しております入場整理券につきましては、はがき形式であり、1枚のはがきに、3人までの選挙人の情報を記載できるような形になっております。そして、それを切り離れた状態が個々の入場整理券となりますので、サイズが小さく、宣誓書で必要となる公職選挙法で規定する内容を入れることができないことから、現行では実施が不可能な状況にあります。

また、宣誓書を入場整理券の裏に印刷した場合、期日前投票を行うにあたっては、事前に必要事項をご記入の上、期日前投票所にお持ちいただくわけですが、その記載が自書されたものなのか、あるいは持参されたのが選挙人ご本人なのか、などの確認が難しいということもあり、公正な投票の確保という観点から議論されているところであります。

さらに、宣誓書に必要な事項を全て網羅して入場整理券の裏に印刷するためには、選挙人1人につき、はがき1枚の入場整理券とする必要がありますが、このためには、選挙管理システムの改修費や、はがきの印刷費、郵送料の経費が相当増額となるため、早急には対応できない状況にあります。

本市では、期日前投票制度に改正された頃から選挙管理システムを導入しており、期日前

投票所では、本人確認の済んだ後、住所等、一部の内容が既に印字されている宣誓書をお渡しすることにより、ご本人に記載いただくところを最小限にして、手続の簡素化を図っているところではありますが、さらなる投票率の向上、あるいは、手続の簡素化に向け、他市町村の状況や費用対効果も踏まえまして、研究してまいりたいと考えております。

○新宅雅子君

ご答弁ありがとうございます。それでは、自席にて再質問をさせていただきます。

福祉総合窓口の視察に今年5月、文教福祉常任委員会と、それから松山市に行っていました。その中で先ほど市長のご答弁もありましたが、総合窓口というのは、庁舎の1階の市民課も含めて、そして税関係も全部含めて総合窓口というふうに捉えることが多いかと思いますが、私は元気な人が歩くのは問題はないと思っております。ですから、生まれた子の手続だとか、亡くなった方の手続は80歳以上の高齢者の方もいらっしゃいますが、学校に入学するとか、そういうときは、特に必要はないんじゃないかと思っております。ただ、福祉の関係に対しましては、総合窓口が必要なのではないかということ強く感じております。

それはなぜかと言いますと、やはり相談に行った人の主訴、主な訴え、何が必要かということが不明確であるということ。何を一番必要としているのか、わからない。それから、もう一つは、その人に重層的な問題を抱えている。例えば介護をしなければいけない人がいて、自分が障がいを持っている。そして、年金が未納であるとか、例えばですけれども、そういういろんな重層的な問題を抱えている。そして、あとは高齢者の方の理解力と行動力がやはりだんだんと衰えてくる。そういう、やはり私は大きな3つの問題があると思っております。

そういう中で、やはりどこか1カ所で、その人の訴えをきちんと耳を傾けて聞いてくれる。そして、問題を整理してくれる、交通整理をしてくれる。そして、その整理した問題を振り分けてくれる。そういう場所が、私は必要なのではないかと思っております。それが、市町村によっていろいろですが、八街市の場合に、そんなに予算も使わず、人も少ない中で何ができるのかなと考えた場合に、私はやはりいろんなプロのそろっている地域包括支援センターが前に出て、そこで1ついろいろ考えて、寄り添って交通整理をしていただけたらいいのではないかと思います。その辺いかがでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

この総合窓口の設置についてということで、質問を受けたんですけれども、特に福祉関係の総合窓口、特に高齢者関係ということで、その点に限ってという再質問だと思うんですけれども、その件については、明日、丸山議員から一般質問で受けておまして、地域包括支援センターについての要旨で、高齢者窓口一本化ということで、一般質問の方を受けているところでございます。明日、答弁差し上げるところでございますが、あまり細かい内容をいうと、明日の丸山議員が困ると思いますので、基本的には今の私ども市民部の中で、高齢者担当の課というのが、介護保険課というので、介護保険が新しい社会保険制度として導入が12年になりましたので、その周知を兼ねて介護保険課が独立したと。それで、そのほかの高齢者担当、障がい者担当が、今は福祉課にございます。その関係上、今年度、私ども市

民部長、私を中心にして介護保険課長、福祉課長、それから厚生課長と協議しまして、課のくくりを少し変えようということで、高齢者のくくりについては介護保険課と、今、福祉課にいる福祉班を1つの課にして、仮称として高齢者福祉課とすると。それから、今、福祉課にある障がい者担当を独立しまして、仮称でございますが、障害福祉課にすると。そのような方向で市民部の中で協議が整いまして、過日、総務部と協議をし、その旨、市長にご提案させていただいて、概ね了承を得たということで、今、細かい手続について進めておるところでございます。その中で、高齢者を一本の課にするということで、その中で、今、介護保険課でございます地域包括支援センター、そこに、今、福祉課でございます高齢者福祉班を同一の班にいたしまして、そこが基本的には高齢者の相談窓口、そこに来ていただければ、そこから各課に。もし、先ほど言ったとおり、高齢者の方が例えば医療保険という目的であれば、今、国保年金課、年金の問題であれば年金課に行っていただければよろしいわけなんですけれども、そういう内容がきちんと自分で整理、さっき言った主訴がわからない方も多数いますので、とりあえずは、新たに仮称でございますが、高齢者福祉課の地域包括班、これも仮称なんですけれども、そこに来ていただければ、そこで社会福祉士もいます、保健師もいます、介護支援員もいますので、そこでいろいろとお話を聞いて、例えばその問題がどこにあるかを聞きまして、担当課につなげていくと。そういう方向性で考えておりますので、例えばそこに来ていただくのも大変つらい方もいらっしゃるかと思いますけれども、私的には一歩前進なのかなというふうに考えているところでございます。

+

○新宅雅子君

大変失礼いたしました。私、全然ほかの人の質問の内容を見ていないものですから、大変失礼いたしました。

それで、私はそういうことで、今伺いましたけれども、例えば、あなたは国民健康保険課に行ってくださいとかってありますよね。そういうときに、私はそこに行くんじゃなくて、総合窓口というのは、整理をしてくれたら、そこで全て終わりたいと思うんです。ということは、誰かがどこかへ必要なところに飛んでもらって、そこから何かの答えとか、問題の解決になるようなことを持ってきてくれる。でなければ、その課の人が来てくれる。そういうことが、私は必要なのではないかと思います。それが総合窓口なのではないかと思います。そこにいれば、そこに行けば、全て解決できる。だから若い人は別にいいんです。転入転出とか、そういうのは自分でやっていただけるんです。あと、赤ちゃん生まれたときの手続とか、そういうのも全部いいんです。ただ、高齢者があっち行って、こっち行ってと言われるんじゃなくて、来てもらう。私は、それでその場所で終わるということが大事なんじゃないかなと思うんです。そういうことも考えて、新しいシステムを考えていただけるのかどうか。もう一度、お願いします。

○市民部長（加藤多久美君）

理想的には、私ども地域包括の方で常に高齢者の方に寄り添って問題解決にあたるというのが理想だと思います。ただ、それにあたっては、やはり人員の確保、実行体制を整えなけ

れば、結局できないわけですので、その辺については、私ども市民部だけでは、なかなかやりきれないものがあるということで、理想は理想なんですけれども、現実的には一步一步、理想に向かって進みたいと思いますけれども、金・人が必要でございます。金の部分については、今回それほど必要はないんですけれども、やはり人がないと、今実際、地域包括にしても最低レベルの6人しかいらっしゃいません。その辺についても、今後、地域包括を増やすとか、人員を増やすとか、そういうことも私ども市民部の中で出ておりますので、それについては、徐々にその方向に向かっていけばいいなということでございます。

○新宅雅子君

私は地域包括支援センターの方々を見ると、すごくプロなんです。みんな6人とも。私は本当に立派なプロだと思いますよ、6人。その人たちを今の状態にしておくのは、はっきり言ってもったいない。もっと働かせてほしい。私は本当にそう思いますよ。あの方たち6人は、もっと働けます、悪いけれども。そう思います。あと、もし6人の方で対応できない問題があったならば、ほかのところから来てあげてください。包括支援センターの窓口で、その人がいたら。そう思います。それが福祉の総合窓口だと思います。人を私は増やすこともないと思う。それは、若干忙しくなることもあるかもしれないし、いろんなお仕事があったりしてお待たせすることもあるかもしれません。けれども、「ちょっと待ってください。今担当課が来ますから」と、そういうふうにしていただいて待っていただくというのも、それも市民の方は、その方がいいことが多い。あっち行って、こっち行ってと、優しく言ってくれるかもしれませんけれども、やはりそこにいた方が安心できるということもありますので、どうか、6人の地域包括支援センターのプロの方が十分働いていただきながら、そして、その場所できちんと話を、来てもらって問題が解決できるようにしていただきたいと、私は強く強く要望いたします。もう一度、お願いします。

○介護保険課長（宮崎 充君）

地域包括支援センターの中に4つの機能がございまして、その中に総合相談という機能もございます。今、新宅議員さんがおっしゃったように、現実的に総合相談ですと、社会福祉士、そういう方が対応しまして、いろいろとご助言なりをしているという状況です。また、お客様が見えた段階で、相談者が見えた段階で、自分で歩けるという方につきましては、担当する課に案内しております。それもきついという方については、現実的には包括支援センターに担当課の方から来ていただいて対応しているという現状でございますので、お客様を関係する課の方に移動するというようなことは、現実、行っておりませんので、支援センターを褒めていただいて大変ありがたいですけれども、現実、そういう形で対応してございますので、何かいろいろありましたら、ぜひ、私どもの方に来ていただければ、対応させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○新宅雅子君

私事になりますが、私でも一応元気な現役だと思っておりますが、ですが、誰とは申しませんが、厚生課の職員の方が、私、ある課へ一緒にいただいたことがあるんです。「ご一緒

しましようか」と言っていたいて、一緒に厚生課の職員の方にはほかのところへご一緒にいただいたことがあるんです。すごく心強いんですよ、私でも。一緒に行ってくれた人が私よりずっと若い、本当に子どものような人なんだけれども、本当にすごく心強いんです。ですから、本当に高齢者の方が寄り添っていただいたら、どんなに心強いかなというのを私もすごく思いますので、これは答弁要りませんから、どうぞよろしく願いいたします。

次に、投票率向上対策、主権者教育について伺います。

まず、中学校で生徒会役員の選挙で、市から本物の投票する記載台と投票箱を持って学校で行っているとお聞きしました。これは本当にすごく私はいいいことだと思います。それは、4中学校全部でやっているのでしょうか。それから、何年前からやっているのでしょうか、お伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（小出聰一君）

まず、実施をしております中学校は市立4校全てで行っております。大体、生徒会の改選時期というのは、時期が同時期になりますので、各中学校で順番に自分のところが終わりましたら、次の中学校ということで、同じものを4つの中学校が順番に期間を定めて、学校教育課の方の協力もいただいているところなんです、そういった形で実際の記載台、それから投票箱、こちらの方を使って生徒会の選挙に向けて使っていただいているということになっております。

それから、もう1点のところなんです、はっきりした年度は記憶にないのですが、4、5年前から、投票記載台、投票箱、そういったものを実際に中学校の現場の方で利用いただいているということになっております。

○新宅雅子君

小学校はやっていないということによろしいのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（小出聰一君）

小学校では、実際、子どもたちが選挙をするというようなケースは基本的にはありませんので、そちらの方では行っておりません。

○新宅雅子君

これは提案でございます。例えば、小学校の誰か個人的に、前にいらっしゃるから、川島君、長谷川区、糸久君とかという人が立候補して、誰かが入れるというと、誰が当選したとか、誰がだめだったかとかということで、また、それがいじめになったり、いろんな問題を波及させるということがあったら、私はいけないと思いますので、誰も傷つかないように昔の人の歴史上の人物の名前で、内容は先生が、その人の国づくりの基本的な考え方みたいなものを作っていただいてやっていく。例えばよく知っている人だったら、織田信長君とか、豊臣秀吉君、徳川家康君。最近だったら、すごく人気のある坂本竜馬とか、勝海舟とか、西郷隆盛とか、そういう人の歴史的な勉強をしながら、その人たちの国づくりにかける思い、向上心というのを勉強していく。そういう中で、先生が書いていただかないといけないんですけれども、そういう人を候補者にして、小学校で投票をしていく。それは主権者教育とし

ての一環で、もうこれは主権者教育というのは、家庭では私はできないと思います。ですから、これは学校でやっていただきたいと、私は思っておりますが、小学生の主権者教育についていかがでしょうか、お伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（小出聰一君）

教育委員会のことでありますので、選管の方からというのもいかがかとは思いますが、なかなか小学校の方でも主権者教育というところの重要性というのは、ご理解はいただいていると思います。

それから、少し前ですけれども、国の教育再生懇談会、こちらの方でも主権者教育というようなところで、議論がなされていまして。その中で、やはり八街市でも子どもたちの生きる力を育むというふうに言っていますが、こちらの懇談会の中でも同じように、社会に生きる力、それも主権者教育なんだというような議論がなされたという経緯もあります。

それから、新宅議員の方からは、家庭ではできないというお話はあったんですが、こちらの方の再生懇談会の方では、家庭の役割についても主権者教育、家庭教育を抜きにしてはやはりできないんだというような議論もされたという経緯があります。そんなところから学校現場、行政、それから家庭、地域、そういったところも含めて総合的に進めていく必要があるのかと。

それから、学校の教育課程が詰まっているところの中で、大変こういった要素を入れていくというのは、非常に先生方のご負担も多いだろうと。そんな中では、選挙管理委員であったりとか、明るい選挙推進協議会委員、こういった委員が積極的に学校に出向いて、そういう機会を設けるようなことも望ましいというような議論もされておりますので、うちの選挙管理委員会の方でも、そういった議論を受けまして、できる限り、どういう形で展開できるかは別なんですけど、そういった方向で考えていきたいというふうに思っております。

○新宅雅子君

先ほど選管の委員長から、だんだん投票率が下がってくる要因というのを伺いました。本当に誰が悪いとか、市がもっととか、そういう問題ではないと、私も思っております。家庭できちんと教育していければいいと思いますし、これからも、そういうことが家庭の中で本当は、私は家庭ではできないと申し上げてしまいましたが、やはり家庭でやるのが本当はとても必要なことなんだと思いますが、投票率、平成23年は47.04パーセント、50パーセント以下というのは、これはやはりとても恥ずかしいことだと思うんです。この責任をどうのこうの言うわけではないんですけども、やはりいかに上げていくかということで、10年、20年後、10年たつと今10歳の子は20歳になりますから、やはりそのくらいから、きちんと本当にそういう教育を選挙というのを身近に感じ、候補者の話とか、そういう国づくり、それから地域づくりの話をもっと聞き、自分で判断して投票をするという癖をきちんと付けるような教育をどこかできちんとしていただきたいなど。先生の負担というのは、大変大きいかと思いますが、何かの機会に1年に一回だけでもいいですから、そういうことをしていただきたい。また、選挙権というのが、かつては本当に一部の人の選

+

挙権だったわけですね。本当に華族議員とか、そういう人の選挙権だったわけが、男性だけの選挙権になり、そして女性も選挙権を得られるようになったというところで、いろんな多くの人の努力の上に、今の20歳以上の人の全ての人に選挙権があるということをやはりどこかの教育の中できちんと教えていただけたらいいなと、そういうふうに思います。ご答弁は要りません。どうぞ要望ですので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

以上で、公明党、新宅雅子議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議は、これで終了します。

明日6日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間、ご苦勞さまでした。

（延会 午後 3時27分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問

+

+

+

+

+